

第1部 震災予防対策計画

第1章 防災都市づくり

震災による被害の発生を最小限にとどめるために、防災都市づくりの推進や安全な市街地の整備を行うとともに、公園などの都市空間の確保や道路・橋梁の整備を図り、地震に強い防災都市づくりを実現する。

第1節 地震に強い都市づくりの推進（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発災）からは、神戸市や阪神地域など大都市直下を震源とする大規模な都市型災害として、防災対策上、いまだ学ぶべき点は多い。東日本大震災での犠牲者の大半は津波によるものであったが、大都市直下で発生した阪神・淡路大震災では、倒れた建物や家具の下敷きになって命を落とした人が8割以上を占めた。木造住宅の密集地で火災が起こり、被害を広げたことも重い教訓になった。

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めることが必要である。都の新たな被害想定では、建物倒壊や焼失による被害が想定されており、細街路の閉塞や交通渋滞等も見込まれている。千代田区は、これまでも防災都市づくりの推進に努めてきたが、地震に強い都市づくりを一層推進する必要がある。

そのため、建物の耐震性の強化や木造建物の不燃化、道路の整備拡幅、防災拠点ともなる公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。

しかし、これらの施策を区全域で全面的に展開することは、長引く経済の低迷や住民の価値観の多様化、行財政力の限界等から極めて困難である。このため、ハード対策とソフト対策を連携させることで対策を推進する。

また、これらの施策推進は、住民の理解と協力が不可欠であり、区としては、住民の意向を十分反映して策定した「都市計画マスタープラン」に、防災まちづくりの目標を定め、長期的な計画の下に防災都市づくりに努めている。

＜消防活動の円滑化方策＞

- (1) 消防水利不足地域の水利の確保
- (2) 道路ネットワークの確立（行き止まりの解消等）及び拡幅道路の整備
- (3) 延焼遮断帯等焼け止まり線の確保
- (4) 部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保
- (5) 署及び消防団施設充実強化のための用地確保、地域防災力向上方策として、消防団、災害時支援ボランティア、住民等が訓練に活用できる防災訓練施設、資機（器）材格納庫等の確保

なお、オリンピック・パラリンピック東京大会が2020年に開催されることが決定した。このため、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設等の耐震性確保や液状化対策等を推進するとともに、多くの外国人観光客等に対する安全確保のためのサイン計画、ピクトグラムの標準化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める必要がある。

第2節 建築物の耐震・不燃化（まちづくり推進部、子ども・教育部）

区は、従来から災害に強い都市づくりを目標に被害発生防止に努めているが、阪神・淡路大震災の教訓から建築物の耐震性の強化、不燃化を急ぐ必要がある。

このため、本節においては、民間建築物、区有施設の耐震・不燃化等に関する施策について明らかにする。

1 木造建築物の耐震・不燃化対策

都心に位置する千代田区は、区面積の73.5%が防火地域に、26.5%が準防火地域に指定されており、他自治体に比べ不燃化が進み火災延焼による被害は少ないといわれている。しかしながら、千代田区にはまだ、木造家屋が残っている地区もあり、阪神・淡路大震災と同程度の地震が発生した際に木造建築物の倒壊による被害が想定される。

これらの地域については、地区計画制度を適用し市街地更新を図り、災害に強い街づくりに取り組んでいる。また、高齢者のみ世帯など早急な対応が困難な木造住宅に対して診断・改修の助成を行っている（平成24年度から27年度に限っては、対象要件を緩和して旧耐震の木造住宅に助成する）。

地区名	区域面積 (地区整備計画面積)	決定年月日
有楽町日比谷地区	5.3 ha (5.3)	昭 60.7.6 平 24.12.19 変更
内幸町一丁目地区	3.3 (1.5)	平 2.8.7
西神田三丁目北部地区	1.9 (1.8)	平 4.9.14 平 10.6.15 変更
永田町二丁目地区	5.9 (5.9)	平 5.4.6 平 17.3.11 変更
神田駿河台一丁目西部地区	2.7 (2.3)	平 7.11.8
神田和泉町地区	4.3 (4.3)	平 9.3.31 平 16.6.21 変更
神田佐久間町地区	11.8 (11.8)	平 10.10.16 平 16.6.21 変更
秋葉原駅付近地区	21.7 (12.3)	平 10.12.24 平 26.1.27 変更
飯田橋二・三丁目地区	17.7 (17.7)	平 11.12.9 平 16.6.21 変更
富士見二丁目北部地区	1.2 (1.0)	平 12.3.17 平 13.11.16 変更
岩本町東神田地区	33.8 (33.8)	平 12.3.28 平 16.6.21 変更
神田錦町南部地区	12.8 (12.8)	平 12.3.28 平 16.6.21 変更

地区名	区域面積 (地区整備計画面積)	決定年月日
神田紺屋町周辺地区	4.5 (4.5)	平 12.7.10 平 16.6.21 変更
大手町・丸の内・有楽町地区	119.1 (100.2)	平 12.8.8 平 27.1.9 変更
一ツ橋二丁目周辺地区	12.4 (12.4)	平 12.10.16 平 16.6.21 変更
中神田中央地区	14.8 (14.8)	平 14.3.25 平 16.6.21 変更
霞が関三丁目南地区	5.0 (5.0)	平 15.1.31 平 16.3.1 変更
紀尾井町地区	29.8 (29.8)	平 16.5.7
六番町奇数番地地区	4.2 (4.2)	平 16.6.21
飯田橋一丁目南部地区	0.4 (0.4)	平 16.6.24
一番町地区	22.6 (22.6)	平 17.11.1
平河町二丁目東部地区	7.3 (2.1)	平 18.2.23 平 19.3.1 変更
三番町地区	20.7 (20.7)	平 18.9.14
神田淡路町周辺地区	17.8 (17.8)	平 18.9.14 平 19.4.6 変更
外神田二・三丁目地区	15.1 (15.1)	平 19.3.1
外神田五・六丁目地区	8.5 (8.5)	平 19.11.15
四番町地区	9.7 (9.7)	平 19.11.15
神田美土代町周辺地区	3.9 (3.9)	平 20.3.7
神田錦町北部周辺地区	7.9 (7.9)	平 20.3.7 平 26.12.9 変更
神田駿河台東部地区	10.7 (10.7)	平 20.6.20
飯田橋駅西口地区	2.5 (2.5)	平 20.6.30
二番町地区	12.1 (12.1)	平 20.10.16
神田須田町二丁目北部周辺地区	5.7 (5.7)	平 20.12.10

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第1章 防災都市づくり

地区名	区域面積 (地区整備計画面積)	決定年月日
麴町地区	32.3 (32.3)	平 20.12.10
紀尾井町南地区	4.4 (4.4)	平 23.8.19
内神田一丁目地区	6.8 (6.8)	平 23.10.26
内神田二丁目地区	5.4 (5.4)	平 23.10.26

さらに、区では街区単位で道路・広場等の整備を行い、災害に強い都市への再生を具現化するための有効な手法である「市街地再開発事業」に取り組んできた。今後も都市の機能更新を推進し、災害に強い都市づくりに努めていく。

市街地再開発事業による再開発地区は次のとおりである。

事業名	地区 面積 ha	都市計画決定日	事業計画認可日	工事完了公告日
飯田橋地区 第一種市街地再開発事業	2.3	昭 47.7.13 昭 57.12.2 変更	昭 53.3.11	昭 59.3.31
有楽町駅前地区 第一種市街地再開発事業	1.8	昭 55.12.5 平 13.4.26 変更	平 14.9.18 (第1地区)	平 19.10.7 (第1地区)
麴町四丁目地区 第一種市街地再開発事業	0.4	昭 62.4.1	昭 63.1.30	平 4.10.1
西神田三丁目北部東地区 第一種市街地再開発事業	0.9	平 4.9.14	平 6.3.8	平 10.11.20
神保町一丁目南部地区 第一種市街地再開発事業	2.5	平 6.2.7 平 10.6.26 変更	平 7.10.2	平 15.3.14
西神田三丁目北部西地区 第一種市街地再開発事業	0.9	平 10.6.15	平 11.11.24	平 16.1.31
富士見二丁目北部地区 第一種市街地再開発事業	1.0	平 12.3.17 平 13.11.16 変更	平 15.1.8	平 21.3.31
平河町二丁目東部南地区 第一種市街地再開発事業	0.7	平 18.2.23	平 19.3.9	平 21.12.7
淡路町二丁目西部地区 第一種市街地再開発事業	2.2	平 19.4.6	平 20.6.16	平 25.2.26 (北街区) 平 25.4.30 (南街区)
飯田橋駅西口地区 第一種市街地再開発事業	2.5	平 20.10.16	平 22.4.12	
神田練堀町地区 第一種市街地再開発事業	0.5	平 26.1.27		

2 ビル等の耐震対策

阪神・淡路大震災では、多くのビルが倒壊又は一部損壊等の被害を受けた。その中でも、昭和56年の耐震設計法（以下「新耐震設計法」という。）以前に建設された建築物に被害が集中しており、これを受け、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。また、平成25年11月25日に改正施行されている。

この法律では、新耐震設計法以前に建設された建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）について、平成27年12月31日までに耐震診断結果を報告し、所管行政庁において結果を公表することが義務づけられた。この法律に基づき、認定を受けて耐震改修工事を行った建築物に関しては、税制上の優遇措置が講じられているほか、関係金融機関等の融資制度の活用も可能である。

千代田区においても新耐震設計法以前に建設された建築物が多く、被害が危惧されるところである。このため、区としても、区立の学校等の公共施設建築物の耐震改修に努めるとともに、民間建築物の耐震診断費用の一部を助成するなど、耐震化の促進に努めている。

また、既存建築物の安全性の確保については、建築物の所有者及び管理者等の防災意識に負う点が多く、常日頃からの適切な維持管理が、防災上最も重要な課題である。そこで区では窓ガラス、袖看板、外壁等のビル落下物実態調査を行い、危険と認められた建築物の所有者及び管理者等にその旨を通知し、既存建築物の安全化の指導を行っている。さらに、不特定多数の人々が集まる建築物については、「特殊建築物の定期報告制度」に基づき、報告書の提出を求めて管理状況のチェックを実施するとともに、適切な維持管理と防災意識の向上に努めている。

3 区有公共建築物対策

（区有防災関連施設の現況→資料編 資料第3）

区有施設は、区民等が利用するものであると共に、震災時に応急対策活動の拠点となる重要なものであり、その安全性が強く求められるところである。

このため、区では、従来から区有施設の耐震化を推進していたところであり、更に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年から防災の視点からみて重要度の高いものから順次、耐震診断及び耐震補強を実施している。

小・中学校の校舎については、震災時の避難所にもなることを考慮し、改築等が予定されている学校を除き、平成11年までに全校の耐震診断を実施し、耐震機能を強化している。

また、近年各地で発生した大地震や東日本大震災において、多数の大空間を持つ建築物の天井が落下し被害が生じた状況を踏まえ、区は、平成24年度に区有施設のうち体育館やプール等の大空間を有する建築物の天井点検調査を行い、補強が必要な施設の天井改修工事を平成25年度から実施している。

さらに、区有施設のエレベーターについても、経年劣化による部品の交換時期や近年発生しているエレベーター事故等の状況も踏まえ、耐震性・安全性を高めるため、平成24年度から順次、新たな技術基準を満たす設備に改修する工事を実施している。

4 千代田区耐震改修促進計画の策定

首都直下型地震等による建築物の被害・損傷を最小限に防ぎ、区民の生命・財産を守るため、社会経済状況の変化や関連計画の改定等を踏まえ、平成20年4月に定めた「千代田

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第1章 防災都市づくり

区耐震改修促進計画」を改定する。同計画を推進することにより、減災のための施策目標に定める「死者数の減」、「建物の全壊棟数の減」（関連 総則 第1部第3章「減災のための施策目標」）の実現を目指す。また、特にマンションや地震発生時に閉そくを防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化等も含め、耐震改修を促進していく。

(1) 計画の背景と目的

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓から、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が制定され、平成17年の「住宅・建築物の地震防災推進会議」の提言を踏まえて、平成18年に「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導等の強化」、「支援措置の拡充」等を盛り込んで法が改正された。

上記を背景に「千代田区耐震改修促進計画」は、首都直下型地震等による建築物の被害・損傷を最小限に防ぎ、区民の生命・財産を守るため、区内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めることを目的とし、計画には、平成27年度末を期限として、区内の耐震化の状況を的確に把握した上で目標を設定し、目標達成のためのプログラムとして、具体的な施策と千代田区の果たすべき役割について記載する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、法第5条第7項に基づき策定する。また、「千代田区地域防災計画」との整合を図り、区における計画策定の指針である「国の基本方針」及び「東京都耐震改修促進計画」を踏まえた計画とする。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成20年度から27年度までの8年間とし、概ね3年を目途に検証を行う。

(4) 計画の対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、千代田区全域とし、対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、下表に示す建築物とする。

■計画の対象建築物

種 類	内 容
住宅	戸建住宅・長屋住宅、共同住宅
区所有公共建築物	小中学校、不特定多数の者が利用する施設等
民間特定建築物	法第6条に定める特定建築物

(5) 耐震化の現状と目標

現 状	●住宅の耐震化率は、平成19年度で約79.0%と見込まれる。 ●区所有公共建築物の耐震化率は、平成19年度で75.5%となっている。 ●民間特定建築物の耐震化率は、平成19年度で約77.7%と見込まれる。
目 標	●住宅の耐震化の目標は、平成27年度までに95%とする。 ●区所有公共建築物の耐震化の目標は、平成27年度までに100%とする。 ●民間特定建築物の耐震化の目標は、平成27年度までに90%とする。

(6) 防災上重要な区所有公共建築物の耐震化への取り組み方針

- 不特定多数の者が利用する施設等については、平成27年度までに耐震化率100%を目指す。

(7) 民間建築物における耐震化への取り組み方針

- 耐震化の主体は、建物所有者の自主的な取り組み（自助）を基本とする。
- マンション等の共同ビルの耐震改修、防災上重要な道路の沿道における共同での耐震改修や建替え、防災まちづくり（協助）を重点的、積極的に支援するものとする。
- 区は、建物所有者の「自助」や「協助」による耐震化への取り組みが可能となるよう、耐震化の阻害要素を解消・軽減するとともに、技術的、財政的に支援を行い施策の展開を図る（公助）。
- 災害時における救援救護活動に必要な道路として、東京都地域防災計画に定める「緊急輸送道路」を地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に指定し、沿道の建築物については、重点的に指導・指示や支援・助成を行う。

(8) 耐震化に係る総合的な施策の展開

基本施策	施策の概要
耐震化の啓発	①耐震改修に関する情報発信 ・法制度、区方針、目標、支援施策等について、耐震化のパンフレットの配布、区ホームページへの情報掲載等を行う。
	②建築関連団体と連携した相談体制の構築 ・東京都建築士事務所協会千代田支部と協力体制を確立する。
特定建築物の所有者に対する指導・指示	③特定建築物の所有者に対する指導、指示 ・特定建築物の所有者に対しては、法に基づく指導、助言等を行う。
	④特に重要な建築物の所有者に対する重点的な指導 ・特に重要な特定建築物の所有者、防災上閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の所有者に対して、より積極的な指導、誘導を行う。
耐震改修等に対する支援・助成	⑤マンション等アドバイザー派遣 ・専門家を派遣し、耐震診断や耐震改修のアドバイスを行う（特に重要な建築物も対象に加える）。
	⑥マンション等の耐震診断助成 ・耐震診断やそれに係る調査の費用の全部または一部を助成する（特に重要な建築物を対象に加えると同時に、重点的な支援を行う）。
	⑦マンション等の耐震改修助成 ・耐震改修費用の一部を助成する（特に重要な建築物を対象に加える）。
	⑧住宅付建築物耐震改修助成 住宅付建築物について、その住宅部分の改修費用の一部を助成する。

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第1章 防災都市づくり

基本施策	施策の概要
	⑨木造住宅耐震診断助成 ・高齢者のみまたは障害者のいる世帯を対象に、耐震診断を行う。 なお、平成24～27年度に限っては、年齢・世帯要件、所得制限を撤廃し、区内全ての木造住宅を対象とした。
	⑩木造住宅耐震改修助成 ・⑨の結果、補強工事が必要な場合、耐震改修費用の全部または一部を助成する。
	⑪特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進 ・地震発生時の建築物倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送道路を確保するため、東京都が指定する「特定緊急輸送道路」の沿道建築物について、耐震化促進のための費用の一部を助成する。
	⑫耐震改修促進税制の普及 ・耐震改修を行った場合、減税措置に必要な証明書の発行を行う。
地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策	⑬家具転倒防止器具取り付け事業 ・ひとり暮らし等の高齢者の世帯を対象に、家具転倒防止器具を取り付ける。
	⑭窓ガラス等の落下・飛散防止対策 ・特に重要な建築物を対象に、耐震診断と同時に落下防止対策の指導を行う。
	⑭マンションの安全、安心居住助成 ・マンション管理組合や賃貸マンションの所有者に対して、手摺り設置、エレベーター地震時管制運転装置の設置に係る費用の一部を助成する。

第3節 道路・橋梁・公園整備等（まちづくり推進部、第一建設事務所、東京国道事務所）

道路及び橋梁は、単に人、物の輸送を分担する機能のみならず、災害時には、避難・救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

また、公園は、平常時の利用において、人々に安らぎや潤いを与える場であるとともに、災害時には、延焼遮断、仮設住宅用地、駐車場、がれき置場など、多様な利用がなされる防災上極めて重要な都市施設である。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、本節においては、道路の整備、橋梁の修繕計画、公園の整備・確保をとりあげることとした。

1 道路の整備

(1) 道路整備

道路災害を防除するため、道路改良事業を実施するとともに維持管理に努める。

(2) 道路拡幅整備

災害時における救援・救護及び消火活動を円滑に行うため、区内細街路を抽出し、街区毎の道路のネットワーク化を図るとともに、市街地再開発や地区計画等の事業手法を活用し、道路の拡幅整備を推進していく。

(3) 電線類の地中化

平常時の歩行者空間を確保することはもとより、災害時における避難路の確保や消火活動の円滑化を図るため、道路改良事業と整合を図り地中化を推進していく。

2 橋梁の長寿命化修繕

（区内橋梁現況→資料編 資料第4）

（区内横断歩道橋・歩行者専用橋現況→資料編 資料第5）

(1) 区内橋梁の現況

区内の橋梁は、経年変化に伴う老朽化に加え、交通量の増大、重車両の増加により負荷が生じていることから、平常時はもとより震災時の避難や物資輸送経路を確保するため、耐震基準に基づき詳細な調査と点検を実施し、架替、補強、補修を計画的に進めていく。

区内橋梁は次のとおりである。

管理者別	国道橋	都道橋	区道橋
橋数	4 (3)	10 (8)	22 (1)

※（ ）は外数で横断歩道橋

(2) 橋梁の長寿命化修繕計画（区）

機 関 名	内 容
千代田区	落橋等を防止し、交通の安全と物流を確保するために橋梁の長寿命化を図るとともに維持管理に努める。

3 公園の整備・確保

(1) 公園の改良整備

区内の主要公園の多くは、開園から既に半世紀以上を経ており、広場スペースの不足や閉鎖的形態など、平常時の利用はもとより、防災上の観点からも改良が求められている。このため、公園の整備にあたっては、適正緑化による延焼遮断、復旧復興時の活動拠点など、防災機能の向上を図るとともに、地域特性や新しいニーズに即した公園の改良整備を進めていく。

(2) 公園・広場の確保

区内において、新たな用地を取得し公園を設置することは、土地利用の実態や都心における地価等の社会環境を踏まえると、極めて困難な状況である。

このため、大規模開発や再開発時において、積極的に公園、広場等のオープンスペースを確保していくとともに、総合設計制度等の適用による公開空地の有効活用を図っていく。

第2章 地震被害の軽減

崖、擁壁、ブロック塀等の崩・倒壊防止や落下物、家具の転倒・落下・移動等の防止策を推進するとともに、地下埋設管及び電気施設等の耐震化や道路・鉄道・地下鉄施設及び地下街の安全化やエレベーター対策を推進し、地震被害を軽減する。

第1節 崖、擁壁、ブロック塀等の崩・倒壊防止（まちづくり推進部）

昭和53年の宮城県沖地震など過去の地震では、崖やブロック塀等の崩・倒壊により多数の死傷者が発生し、注目された。

崖、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政としては、主として法による規制や指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

本節では、崖、擁壁の崩壊防止とブロック塀等の倒壊防止の二つに分け、それぞれの施策を明らかにする。

1 崖、擁壁の崩壊防止

崖や擁壁等の維持管理や対策等については、原則として所有者、管理者等が行うべきものである。区としては、それらの所有者等に対する防災上の意識の向上を目指すとともに、既存の崖や擁壁等については、過去の資料等の整備充実を図るなどして、現状の把握がより正確なものとなるよう、将来にわたって日常の業務を通じて考慮していくこととする。

なお、防災上注意を要すると思われる崖や擁壁等に対しては、その状況に応じて、所有者等に対し防災上の注意を促すことも考慮している。

また、崖地に近接して、建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法、関係法令等により防災上の指導を行っている。

2 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年の宮城県沖地震におけるブロック塀の倒壊は、建築基準法の規定が十分に遵守されていなかったことや、業者の施工が不良だったことに主な原因があるとみられている。このため、新たにブロック塀等をつくる場合には、建築確認を受けて建築基準法の規定を遵守するように指導している。

また、昭和53年から55年にかけて及び平成7年から平成9年にかけての2回、実態調査を行い、地震の際に倒壊のおそれのあるものについて、改修や補強等の指導を行った。さらに、安全性強化の観点から、既存ブロック塀等をネットフェンスや生け垣等に替えるよう指導を行っている。

第2節 落下物、家具類の転倒・落下・移動等の防止（防災・危機管理課、保健福祉部、まちづくり推進部、消防署）

1 窓ガラス等のビル落下物の安全化

窓ガラス、袖看板、外壁等の落下物の安全性確保については、ビルの所有者又は管理者等の防災意識による点が多く、常日頃からの適切な維持管理が防災上最も重要な課題である。そこで区では、昭和55年度、昭和57年度から昭和63年度、平成元年度、平成2年度及び平成7年度から平成9年度に窓ガラス等のビル落下物実態調査を行い、危険と思われる建築物について、その所有者又は管理者等にその旨を通知し、安全化の指導を行っている。特に、不特定多数の人々が集まる建築物については、「特殊建築物の定期報告制度」に基づき報告書の提出を求めて、維持管理状況のチェックを実施するとともに、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、適切な維持管理と防災意識の向上に努めている。

窓ガラス等のビル落下物調査実施状況

年度	調査区域	調査棟数
平成7年度	防災上重要な道路の沿道区域	2,127 棟
平成8年度	神田地域の概ね東側	3,341 棟
平成9年度	神田地域の概ね西側及び麴町地域	約 2,720 棟

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策

機 関 名	内 容
保 健 福 祉 部 防災・危機管理課	区の被害想定によると、区内における地震による負傷者のうち、家具類の転倒等の屋内収容物による負傷者の数が最大で 700 人弱と予想されている。 このため、区では以下の方を対象に、家具転倒防止器具の取り付けについて助成、補助を実施している。 ・概ね 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方。 ・65 歳以上で、要介護 3 以上の方を介護する世帯。 ・身体障害者 1～4 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の障害者のいる世帯。（ただし、過去に受給している世帯は除く。） その際、家具類転倒・落下防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、住民生活の安全を図るように努める。

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	消防署は「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容を防災指導の機会や、消防計画等に活用し、転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発の徹底を図る。 また、平成 27 年までに家具類の転倒防止等対策実施率を 60%にする。 主な対策として、都民に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施を推進するとともに、自衛消防訓練及び立入検査実施時において事業者等へのオフィス家具等の落下物・転倒防止対策の指導の強化を推進する。

3 屋外広告物に対する安全対策

千代田区は、市街化、高層化が進み、道路整備も進んでいるが、一方で細道も多いため、広告物の設置数量が多だけでなく、形態等も多様化している。このため地震の際に脱落し、被害を与えることがないように、屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置許可にあたって安全指導を行う。また、安全対策の視点から屋外広告物の実態調査を行い、所有者又は管理者等への安全指導に努めていく。

屋外広告物実態調査実施状況

年度	調査区域	調査面積	備考
平成 24 年度	神田地区	3.26 km ²	
平成 25 年度	麴町地区	4.55 km ²	皇居・北の丸公園・霞が関・永田町等を除く

第3節 地下埋設管及び電気施設等の耐震化（水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力、東京ガス）

都市の地下には、上下水道管やガスパ等の地下埋設管が敷設されている。これらの施設が地震により破損した場合、都市機能そのものが麻痺するおそれがあり、その破損防止は極めて重要な課題である。

先の東日本大震災においても、水道管やガスパの破損が発生し、市民生活に大きな支障をきたしたことは周知のとおりである。

本節では、上下水道施設、電気施設、ガス施設等の整備補強について、施策の方向を明らかにする。

1 水道施設

(1) 基本方針

「東京都震災対策条例」の趣旨に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備すること等により、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水を可能な限り確保するための施策を実施する。

(2) 施設の現況

ア 区内の給水にかかわる水道施設は、朝霞浄水場、三郷浄水場、三園浄水場、境浄水場から各給水所へ送水され、和田堀給水所、本郷給水所、第一淀橋給水所から配水している。

イ 配水管の布設延長

(平成25年3月31日現在)

管種	小管 (径75～350mm)	本管 (径400mm以上)	計
铸铁管	239,721m	39,826m	279,547m
鋼管等	2,229m	6,283m	8,512m
計	241,950m	46,109m	288,059m

(3) 事業計画

水道施設のうち、浄水場、給水所等の構造物については、浄水処理の連続性等に配慮して耐震化を進めていく。しかし、送・配水管については、継手や材質が、地震動に対して比較的弱いものや、軟弱地盤に布設されているものもあり、ある程度の被害の発生は避けられないものと想定される。このため、送・配水管については、耐震性の優れた材質や継手構造のダクタイル铸铁管等への布設替により、管路の耐震性強化を積極的に進めている。

2 下水道施設

(1) 基本方針

首都直下地震など震災時においても下水道が有すべき機能を確保するため下水道管や水再生センター、ポンプ所の耐震化を進める。

(2) 施設の現況

ア 下水道管

区内における管きょ、マンホール等の設置状況は下表のとおりである。

表

平成26年3月現在

	管きょ (km)	マンホール (個)	公設汚水ます (個)
幹 線	36.6	—	—
枝 線	250.2	—	—
計	286.8	6,619	26,288

イ 水再生センター、ポンプ所

区内で発生する大部分の汚水は、港区の芝浦水再生センターで、また一部汚水は、荒川区の三河島水再生センターで処理されている。一方、ポンプ所については区内に2か所の汚水ポンプ所が設置されている。

名称		銭瓶町ポンプ所 (被遠制)				和泉町ポンプ所 (被遠制)	
所在地		大手町 2-6-2				神田和泉町 1	
ポン プ	口 径	900mm		1,000mm		300mm	150mm
	揚 水 量	80 m ³ /分	102 m ³ /分	126 m ³ /分		11 m ³ /分	2.5 m ³ /分
	原 動 機	150kW	420kW	340kW	420kW	15kW	5.5kW
	台 数	1	2	1	2	2	2
排水 能力	汚 水	734,400 m ³ /日				21,690 m ³ /日	
	雨 水	—				—	
自家発電設備		3.15kV 1,450kVA ディーゼル駆動				200V 100kVA ディーゼル駆動	

(3) 事業計画

ア 下水道管の耐震化

区内の避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これら施設から排水を受け入れる枝線管きょとマンホールの接続部の耐震化を進めている。また、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の交通機能を確保するため、マンホール浮上抑制対策を実施している。

イ 水再生センター、ポンプ所の耐震化・耐水化

芝浦水再生センター、三河島水再生センターでは、土木施設の耐震化を進めている。また、区内2か所のポンプ所については、耐震化済であり、水道水断水時でも運転可能なポンプが設置されている。また、津波対策として、最大津波高さに対する電気設備などの耐水化を進めている。

3 電気施設

震災時の電気施設の対策については、十分な科学的解析を行うとともに、さらに過去の地震による被害例からの教訓も生かして、関東大地震級の地震にも各施設が十分耐えられるよう、下記のと通りの耐震設計基準に従い、各施設の耐震化に努める。

(1) 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策があるが、この計画では当面、そのうち、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設の災害予防の範囲とした。

(2) 施設の地震対策

次表のとおり。

設 備	対策の内容
送電施設 (地中線)	油槽台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計ならびに変電機器の耐震性に準じ設計をしている。
変電設備	機器は動的設計（0.3G 共振正弦 3 波突印）屋外鉄構は水平震度 0.3～0.5G、機器と屋外の基礎は水平加速度 0.2～0.5G としている。
配電設備	地震による震動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計している。

4 ガス施設

(1) 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいている。

施設名	安全化対策
製 造 施 設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供 給 施 設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。

施設名	安全化対策
	ア 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約179ブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高いS I 値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備えて、全供給区域を15ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。 (2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備(放散塔など)を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置している。
通 信 施 設	1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
そ の 他 の 安 全 備 設	1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震(遠隔)遮断装置を設置している。 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

(2) 整備計画

ア 製造所・製圧所設備

重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

第4節 道路及び鉄道・地下鉄施設の安全化（まちづくり推進部、東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、東京国道事務所、首都圏新都市鉄道）

道路、鉄道等は、都市生活を営むうえで非常に大きな役割を果たしているとともに、震災時においても救援物資の輸送等の重要な役割を担っている。

これらの施設がひとたび地震で大きな被害を受けた場合、施設の性格上、直接人命にかかわる事故が多発することが十分予想されるとともに応急対策、復旧対策の大きな支障となるばかりでなく、都市の基幹施設であることから都市機能のマヒにつながることも考えられる。

このため、被害の軽減を図るためにも交通施設の安全化は、極めて重要な課題である。本節においては、道路、鉄道について、それぞれの安全化対策を明らかにする。

1 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、災害時に応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。

このため、各道路管理者は、道路、橋梁及び付帯土木施設の整備を図ってきたところであるが、今後さらに道路施設の安全化を推進する。

(1) 国道・都道・区道施設の現況

区内には、国道（5路線）、都道（19路線）、特別区道及び私道があり、公道については未舗装道路はなく、整備されている。

ア 区内道路現況 <特別区土木現況調書より>

(ア) 区内道路の現況

（平成26年4月1日現在）

区分	延長（m）	面積（㎡）
国道	10,279	399,735
都道	24,879	833,703
区道	130,068	1,304,264
計	165,226	2,537,702

(イ) 道路付帯設備

（平成26年4月1日現在）

区分	街路灯 （灯）	街路樹 （本）	ガードレール ガードパイプ （m）	案内標識 （基）
国道	904	1,419	10,955	86
都道	2,288	3,355	27,134	89
区道	5,486	4,982	35,005	94
計	8,678	9,756	73,094	269

(2) 首都高速道路の現況

ア 現況

(ア) 道路の現況

名 称	区内 延長 (km)	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速都心環状線 (都道首都高速 3 号線、 都道首都高速 4 号線)	5.4	〔内回り〕 神田橋、代官町 霞が関 〔外回り〕 霞が関、神田橋	〔内回り〕 神田橋、北の丸 霞が関 〔外回り〕 霞が関、代官町 神田橋	内回り 29 箇所 外回り 28 箇所	内回り 4 箇所 外回り 4 箇所
高速 1 号上野線 (都道首都高速 1 号線)	1.5	〔下り〕 本町	なし	上り 3 箇所 下り 2 箇所	上り なし 下り なし
高速 4 号新宿線 (都道首都高速 4 号線)	1.1	なし	なし	上り11箇所 下り 4 箇所	上り 3 箇所 下り 2 箇所
高速 5 号池袋線 (都道首都高速 5 号線)	1.8	〔上り〕 西神田 〔下り〕 一ツ橋	〔上り〕 一ツ橋 〔下り〕 西神田	上り 4 箇所 下り 4 箇所	上り 1 箇所 下り なし
高速八重洲線 (都道首都高速 4 号線)	0.3	なし	〔南行き〕 丸の内	南行き 5 箇所 北行き 5 箇所	南行き 2 箇所 北行き 1 箇所
計	10.1	—	—	—	—

(イ) 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成 7 年 5 月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成 8 年 11 月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を向上する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等は、これらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

(ウ) トンネルの現況

トンネル名	路線名	延長 (m)	通報・警報設備					消火設備			避難誘導設備	その他設備				
			非常電話	押ボタン式通報装置	火災検知機	トンネル入口警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備	非常口(高速上扉)	ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽(t)	水噴霧水槽(t)
霞が関	高速都心環状線	781	16	16	75	2	有	30	30	有	2	有	43	有	145	145
千代田	高速都心環状線 高速4号新宿線	1,900	40	40	117	4	有	76	79	有	6	有	81	有	51	265
北の丸	高速都心環状線	186	2	4	—	2	有	8	—	—	—	有	—	—	—	—
八重洲	高速八重洲線	1,400	33	61	116	2	有	71	61	有	10	有	45	有	190	199

(注) 千代田トンネルの延長は4車線換算延長

イ 事業計画

(ア) 事業計画の概要

- ・ 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していく。また、トンネルについても同様に崩壊を生じないように、トンネルの安全性を向上する対策を実施していく。そのほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
- ・ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

(イ) 実施計画の内容

- ・ 高架橋の安全性の強化
「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。

- ・ 具体的には、比較的古い路線を優先に鋼製支承を変形性能に優れたゴム支承に取替える事業を実施中であり、また、橋げたの移動制限装置についても同時に設置している。なお橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度をもって完了している。
- ・ 橋脚基礎・トンネル一体部の安全性の向上
阪神・淡路大震災におけるトンネル部の被害を踏まえ、橋脚基礎・トンネル一体部の一層の安全性向上を図る。具体的には、補強の必要な箇所を対象に、補強部設置等により躯体を補強する事業を実施している。
- ・ 道路構造物、管理施設等の常時点検
- ・ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、震災等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整理を進めてきたところであるが、今後ともこれら施設等の改良整備を推進し、人命の安全及び輸送の確保を図る。

- (1) 施設の現況 (東京地下鉄株式会社千代田区内駅構内図→資料編 資料第6)
(都営地下鉄千代田区内駅構内図→資料編 資料第7)
(JR東京駅構内図→資料編 資料第8)

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	1 線名 (1) 東海道本線 (6) 横須賀線 (2) 山手線 (7) 京葉線 (3) 京浜東北線 (8) 東北新幹線 (4) 中央本線 (5) 総武本線 2 駅数及び1日平均乗車数 (1) 駅数 9 駅 (2) 1日平均乗車数 132.2 万人 (平成24年度)
東 京 都 交 通 局	1 線名 (1) 三田線 (2) 新宿線 (3) 大江戸線 2 駅数及び1日平均乗降客数 (1) 駅数 10 駅 (2) 1日平均乗車数 39.0 万人 (平成24年度)
東 京 地 下 鉄	1 線名及び路線の延長 28.64km (1) 銀座線 1.96km (2) 丸ノ内線 5.01km (3) 日比谷線 3.01km (4) 東西線 3.36km (5) 千代田線 5.55km

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第2章 地震被害の軽減

機 関 名	内 容
	(6) 有楽町線 4.42km (7) 半蔵門線 5.33km (8) 南北線 2 駅数及び1日平均乗降客数 (1) 駅数 24 駅 (2) 1日平均乗車数 119.4 万人（平成24年度） 3 鉄道架橋 (1) 変電所 11ヶ所（神田、大手町、霞ヶ関、秋葉原、飯田橋、新御茶ノ水、麴町、有楽町、永田町、日比谷、九段下） (2) 橋梁 1ヶ所 (3) トンネル 7本 (4) 非常用発電機 18ヶ所（霞ヶ関、大手町2、国会議事堂前、市ヶ谷、麴町、永田町2、桜田門、有楽町、九段下、半蔵門、神田、日比谷、飯田橋、二重橋前、竹橋、新御茶ノ水）
首都圏新都市鉄 道	1 線名 つくばエクスプレス 2 駅数及び1日平均乗降客数 (1) 駅数 1 駅 (2) 1日平均乗車数 6.2 万人（平成25年度） 3 鉄道架橋 (1) トンネル 1本 (2) 非常用発電機 1箇所

(2) 事業計画

各機関の事業計画は、次のとおりである。

機 関 名	事 業 計 画
J R 東 日 本	1 地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理措置を組み合わせた防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。 2 駅舎等建築物については、阪神・淡路、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果補強工事を要するものは計画的に進めており、トンネル、橋梁等の構造物については「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施している。 3 運転士、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の設備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。
東京都交通局	都営地下鉄の施設については 1 構造的に耐震性であること 2 万一災害が発生しても旅客の避難誘導ができることを基本方針として、耐震、耐火に留意している。
東 京 地 下 鉄	1 防災体制の確立 営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。 2 構造物の耐震性 地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮して設計・施工しているので、関東地震級の地震でもほとんど被害を生じないと考えられる。 3 建築施設等の耐震性 地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、建造している。また、変電所設備用鉄構は水平震度 0.3（震度 6 程度）で建造している。 4 車両の防火対策 車両の横体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は、難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。 5 停電対策 多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯により、また、列車内も蓄電池により照明を確保している。なお、霞ヶ関他 9 駅では、非常用発電機を設備している。

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第2章 地震被害の軽減

機 関 名	事 業 計 画
首都圏新都市鉄	構造物の耐震性 当社構造物は、阪神淡路大震災以降に鉄道総研により設定された参考資料及びその後に出された「鉄道構造物の設計標準・同解説 耐震設計」に基づいて設計・施工されている。現在、想定される地震に対して十分な耐震性を有している。

(3) 設備の点検整備

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 情報収集及び情報提供の連絡体制 (1) 通信設備 都営地下鉄線は業務に即応して、下記のとおり常時使用出来る各種電気通信設備を有し、災害発生時に備えて情報連絡の完全確保を期するため整備する。 ア 列車無線 総合指令所と列車間の通話 イ 業務用鉄道電話 全部門相互間の通話 ウ 運転指令電話 総合指令所と事業所との通話 エ 電力指令電話 電気総合管理所と変電所、電力関係事業所との通話 オ 沿線電話 ずい道内と総合指令所(中央防災)、隣接駅及び事業所との通話 カ 指令直通電話 各線総合指令所と電気総合管理所との通話 キ 運転直通電話 当局の総合指令所と相互直通運転を行っている各社の指令所等との相互間の通話 ク 保守無線装置 ずい道内に立ち入ってる職員と各事業所との通話 (2) 放送設備 異常災害発生の際、乗客に対する情報の提供及び避難・誘導のため下記の放送設備も常に整備する。 ア 非常用放送装置 (各駅、毎月1回定期的に作動テストを実施する) イ 業務用放送装置 (各駅駅務室から又は放送室から構内への放送) ウ 車内放送装置 エ 電気メガホン (電池式携帯用) (3) 監視盤 ア 列車緊急停止用非常通告ベル イ 火災表示警報監視盤 ウ 汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤 エ エスカレーター警報監視盤 オ 浸水防止機作動表示監視盤 (毎日作動テストを実施する) 2 駅構内、車両、軌道、架線等の整備点検 地下鉄の建造物は地下部、地上部とも十分耐震性を考慮して設計されている。 特に地下線部は、ほとんどが鉄筋コンクリート箱型ラーメン構造であり、ごく一部に円形断面構造を用いているところもある。 軌道、架線についても砕石道床と直結道床からなり電車線路等も建造物の耐震性からその変状は少なく、地震に対しては十分安全性は確保されている。 ずい道内構築各駅変電設備は、各保守担当係員により定期的に点検整備されている。

第5節 超高層建築物及び地下街等の安全化（防災・危機管理課、まちづくり推進部、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄）

（地下街の防災施設等の現況→資料編 資料第9）

東京は建物の高層化が進み、千代田区においても例外ではない。

これらの建物は耐震性、防災施設等について特別な配慮がなされているが、地震時には什器類等の転倒、建物の揺れに基づく不安感などによりパニックの発生が考えられる。東日本大震災の際には高層ビルで長周期地震動が観測され、震災時における都心部の新たな課題となっている。

また、地下街もこれらの高層ビルの増加にともない、駅周辺を中心に増加している。

これらの地下街は、構造的には安全であるといえるが、地震発生直後、停電、火災などが発生した場合、地下街という特殊性からパニックの発生が予想される。

1 対象物

（1） 超高層建築物

高さ 100m以上の建築物をいう。

（2） 地下街（地下鉄駅、ターミナル駅等を含む。）

建築物の地下街部分、又は地下工作物内に設けられる店舗、その他これに類する施設で連続して、又は一団として地下道に面して設けられたもの、及びこれらの施設に面する地下道を一体としてとらえたものをいう。

2 指導方針

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 超高層建築物及び地下街等の安全対策 超高層建築物及び地下街は、構造上の特殊性から、地震時における避難及び消防活動が極めて困難となることが予想される。 このことから、関係事業者に次の対策を指導する。 （1） 火災予防対策 ア 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 イ 長周期地震動による火気使用場所の環境整備及び火気・電気器具の転倒・落下・移動防止等の推進 ウ 内装材料、家具調度品の不燃化及び防災装飾物品の普及啓発 エ 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進 （2） 避難対策(混乱防止対策) ア 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 イ ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ウ 長周期地震動によるショーケース、看板等の転倒・落下・移動防止対策及び避難路確保の推進 エ 事前指定した避難誘導員の周辺や訓練指導者の育成

機 関 名	内 容
	オ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 カ エレベーターの閉じ込め防止対策 キ 多数傷病者発生時に備えた各事業所の救命講習の推進 (3) 防火管理対策 ア 従業員に対する消防計画の周知徹底 イ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底 ウ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 エ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 オ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 カ 実践的かつ定期的な訓練の実施 (4) 消防活動対策 消防活動上必要な施設、設備等の機能維持 2 ターミナル駅の混乱防止策 震災時には、鉄道事業者が列車運行の安全が確認できるまでの間、列車の運転を見合わせるなどから、駅を含めた駅周辺等においては、帰宅しようとする乗客などが殺到し、大混乱が生じる可能性がある。 このため、東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策を策定させるとともに、計画に基づく訓練を促進する
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 平素から施設面や従業員の教育面について、管理者と緊密な連絡をとり合う。 2 定期的な訓練を実施する。 3 震災時には確度の高い、しかも具体的な情報を提供する。
防災・危機管理課 まちづくり部 推進	1 地下街の実態把握 区は、防火・避難施設等を中心に、特に不特定多数の往来が見込まれる地下街の防火・避難施設等の維持管理の状況の実態把握に努める。 2 法令等に基づく指導の徹底 実態把握の結果、防火・避難施設等に改善の必要があるものについて、所轄の消防署と連携し、建築基準法等の関係法令に基づく是正指導を行う。また、東京都が所管する地下街については、東京都に是正指導を依頼する。

第6節 エレベーター対策（防災・危機管理課、区民生活部、まちづくり推進部、都、まちみらい千代田）

1 東京都の取組み

都は、震災時にけが人等を収容する都立病院、救出救助の拠点となる警察署や消防署、大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進しており、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上に取り組んでいる。

エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

2 区の取組み

- (1) 区は、震災時に高齢者や障害者等の移動手段の安全性を確保するため、マンション管理組合や賃貸マンションの所有者に対し、エレベーターに「地震時管制運転装置」を設置する際の助成制度を実施している。
- (2) 区は、震災時にエレベーターが停止した場合に備え、区内避難所15箇所（学校等の区立施設）について、階段避難器具、おんぶ紐、レスキューボード等の配備に着手している。
- (3) 区は、こうした施策を通し、エレベーターの閉じ込め防止対策を徹底し、被災者の救出体制の構築を図る。
- (4) 区は、都有施設の対策に準じて、区立施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- (5) （公財）まちみらい千代田は、震災発生時等、マンションのエレベーター内に閉じ込められた際、救助されるまでの間の水分補給や体調管理のため、エレベーターに水や簡易トイレ等を備えた非常用備蓄キャビネットをマンション防災計画策定を条件としてマンションの管理組合等に配付している。

（関連 震災対策編 第1部第8章第5節 集合住宅（マンション）防災対策）

第7節 パニックの防止（防災・危機管理課、警察署、消防署、NTT東日本）

地震時におけるパニック要因としては

- (1) 地震における揺れそのものや、建物の破壊などが直接もたらすもの。
- (2) 火災や水害からの避難に伴うもの。
- (3) 情報の混乱に伴うもの。

などが考えられる。このようなパニックは防災機関や住民が行う消火活動、救援・救護活動の阻害要因となるのみならず、パニックそのものによる死傷者の発生といった不幸な事態が生ずることが考えられる。

さらに、地下街や地下鉄など都市的諸施設におけるパニックも想定され、これらを含めて、パニック対策は、被害の軽減を図る上で極めて重要である。

本節においては、区防災行政無線の整備、電話等の通信施設の整備等について、主要な施策を明らかにする。

1 情報提供手段の整備

災害時、特に震災時には有線による通信が途絶し、必要な情報の不足からパニックの発生が心配される。これらパニックの発生を防止するには、的確な情報の伝達及び関係機関との情報交換・収集が必要である。

このため、区では昭和 56 年 3 月に千代田区防災行政無線システムを開局した。災害時には、防災行政無線を用いて、区内の被害状況や交通機関の運行状況等の情報を簡潔に知らせる。なお、千代田区防災行政無線は、現在、アナログ波での運用を行っているが、平成 27 年度に、デジタル化する。また、デジタル化によって、文字情報の送信や蓄積が可能となるため、新たな情報提供手段（戸別受信機、文字表示盤、電話応答装置等）を構築できる。さらに、これらの機器については、多言語化への対応等も実施していく。

平成 23 年 3 月からは従来の地域防災無線に替わりデジタル式無線機を、連合町会長宅や幼稚園、小・中・中等教育学校、防災関係機関、帰宅困難者受入協定締結施設等に配備している。当該無線機は今後も協定の締結時等に合わせて増配備を行っていく。今後、区は各防災関係機関の協力のもとに更なる無線運用の習熟及び情報伝達体制の確立に努める。

また、災害時に避難者等が集まりやすい公園や広場・駅前等に小型のスピーカーを設置し、一時的な屋外滞留者を対象に地域の情報（帰宅困難者一時受入施設の開設情報、公共交通機関の情報）を放送する。

加えて、今後は連携協力協定を締結している放送事業者との連携による災害広報、FM ラジオ放送との災害時の連携、エリアワンセグ放送事業者との災害時の連携、SNS の活用、防災行政伝達制御システムの導入についても検討・取組を推進していく。

千代田区防災行政無線設備

(平成27年1月1日現在)

	固定系	デジタル式無線機
用途	防災関係機関等から得た情報を直接伝達する	防災関係機関等との情報収集・連絡手段として活用する
機器設置場所	屋外受信機（屋外スピーカー）74局 ※小型スピーカー含む	デジタル式無線機 321局 (設置予定含む)
	戸別受信機（60MHz） 80局 《内訳》 保育園、幼稚園、こども園、児童館、図書館、小・中学校、中等教育学校、高校 31局 警察・消防 11局 区立施設 23局 その他機関・施設 15局	《内訳》 警察・消防 8局 保育園、幼稚園、こども園、児童館 小・中学校、中等教育学校 54局 連合町会長 8局 大学 12局 医師会・病院等 20局 帰宅困難者支援組織 34局 生活関連機関 22局 区立施設等 49局 災害対策本部用等 114局

(千代田区防災行政無線固定系屋外受信機設置場所→資料編 資料第10)

(千代田区デジタル式無線機配備表→資料編 資料第11)

(防災行政無線アナウンス内容一覧→資料編 資料第12)

また、平成16年10月に発生した「新潟県中越地震」や平成19年7月に発生した「新潟県中越沖地震」、平成23年3月に発生した「東日本大震災」等の近年の大規模地震では、防災機関や住民が消火活動、救援・救護活動等を実施する際、災害時のパニックを防ぐため、情報連絡を適切に行うことがいかに重要であるかが示された。

区では、こうした近年の大規模地震から得た教訓を踏まえ、災害時の情報連絡を適切に行うため、防災行政無線を補完するものとして、以下の体制を整備している。

(1) 安全・安心メール

利用希望者は登録し、登録者には下記の情報をメール配信する。

ア 安全・安心情報

(ア) 防災行政無線で放送されない災害・防災等に関する情報

(災害発生時には地震発生や気象情報を知らせるほか、区内の被害状況や交通機関の運行状況等の情報も知らせる)

(イ) 大規模事故・大規模火災に関する情報

(ウ) 不審者等の子どもの安全に関する情報

(2) 緊急速報メール

区内全域の携帯電話（対応機種に限る）に、区内の被害状況や交通機関の運行状況等の情報を知らせる。

区では、NTTdocomo、KDDI（au）、ソフトバンクモバイルが提供するサービスをそれぞれ導入している。

(3) 防災ラジオ

区内の各町会長・防災部長に、防災行政無線で放送した情報を聞くことができる「防災ラジオ」を配付している。

(4) ホームページ

区のホームページに、災害発生後の区内の状況（被害状況や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設等）を迅速に掲載し、情報提供を行う。

(5) 高所カメラ

区役所本庁舎屋上に設置した2台の高所カメラの映像をホームページ上に公開し、区内の状況をリアルタイムで公開する。また、今後は駅前等のパブリックビューイングへのほか街中に設置されているデジタルサイネージ（電子表示板）等への映像配信に向け、事業者等と協議していく。

(6) 新たな情報提供手段

ア 放送事業者との連携

連携協力協定を締結している放送事業者との連携による災害広報を行う。

イ FM ラジオ放送との連携

FM ラジオ放送との災害時の連携方法を確立する。

ウ エリアワンセグ放送

エリアワンセグ放送事業者との災害時の連携方法を確立する。

エ 防災行政伝達制御システム

多様な情報提供手段の入力作業を一括で行うための「防災行政伝達制御システム」を導入するための検討を行う。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
防災行政無線	災害対策本部から、発災直後の注意喚起や区内の状況、交通機関の情報等を提供する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、発災直後の注意喚起や区内の状況、交通機関の情報等を提供する。	
デジタル式無線機	災害対策本部から、本部態勢や避難所の開設等について配備先の施設・団体へ情報提供を行う。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、本部態勢や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設等について、配備先の施設・団体へ情報提供を行う。	
安全・安心メール	災害対策本部から登録者に対し区内の状況（被害状況、本部運営状況等）を知らせるメールを配信する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、登録者に対し区内状況（本部運営状況、デジタル式無線機を通じて得た被害状況）を知らせるメールを配信する。	

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第2章 地震被害の軽減

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
学校・園連絡網 メール	区立幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等教育学校、保育園及び学童クラブから保護者に対し、子どもや施設の状況、施設での預かり実施及び引き取りのお願いをメールにて連絡する。	行事や部活動等で子どもが施設内にいる場合には、平日と同様の対応を行う。	子どもが施設内に残留している場合には、平日昼間と同様の対応を行う。
ホームページ	災害対策本部から、災对本部の状況や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設状況等を迅速に掲載する。	参集した段階で災对本部の状況や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設状況等の掲載を行う。それまでは災害情報対策員が安全・安心メールの配信で対応する。	
緊急速報メール	災害対策本部から、区内の状況（被害状況、交通機関の情報）を知らせるメールを配信する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、区内状況（被害状況、交通機関の情報）を知らせるメールを配信する。	
SNS （ツイッター等）	災害対策本部から、区内の状況（被害状況、交通機関の情報）や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設状況等を知らせる。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、区内状況（被害状況、交通機関の情報）を配信する。	

2 通信設備の整備

災害時のパニック発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、震災による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備に努める。

(1) 通信施設の安全化対策

ア 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び二重床、キャビネットによる機械室設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施

イ 予備電源設備の強化

バッテリー、予備エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備

ウ 通信網信頼性の向上

(ア) 光ファイバー網のループ化と伝送路自動切替え

(イ) ループ化または伝送路の2ルート化による自動切替えを行うなどの整備

(ウ) 交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設計し、通信途絶を防いでいる。

(エ) 通信ケーブルの地中化を計画的に推進

耐震、耐火構造のとう道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、とう道への収容替えを図っている。

また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施するとともに、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用する。とう道内でのケーブル接続作業等では、火気を使用しない方法を採用している。

(オ) 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と異ケーブルへの分散収容を図っている。

エ ネットワーク、システムの監視・措置機能

全国ネットワークコントロールセンター、首都圏ネットワーク運営センターによる24時間監視支援体制を行うとともに、サブセンターへのバックアップ監視機能を備えている。

オ 区は、輻輳時の通信手段確保のため、避難所等に Wi-Fi スポットを整備した。

(2) 整備計画

ア 輻輳緩和のための対策として「災害用伝言ダイヤル」を提供する。

イ 通信衛星を活用する緊急衛星通信システムを開発する。

ウ 今後とも通信施設の信頼性対策の充実等の推進に努める。

3 通信途絶の際の備え

通信設備の整備については十分な対策を行うが、被災した際にネットワークやサーバーが機能しない場合を想定し、災害時に必要なデータの文書等による保管を行う。

第3章 出火、延焼等の防止

震災時の出火防止、初期消火体制の強化及び火災の拡大防止に取り組み、地震火災による被害を軽減する。

第1節 出火の防止（防災・危機管理課、消防署）

都民の事業所の火災対応力の強化を図るため、建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止に取り組む。

主な対策として、火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策等を推進する。

1 火気使用設備・器具等の安全化

現在、区内の一般住宅をはじめ各建物内において使用されている火気使用設備・器具等は膨大な数で、地震時にこれらの設備・器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、地震時の各家庭における各種火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置徹底と、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具等の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。

なお、燃料消費量が多く、高温で熱量も大きい工業炉については、昭和56年3月火災予防審議会から答申された「地震時における工業炉の出火危険と対策」の提言を踏まえ、工業炉等を使用する事業所の立入検査により地震時の安全指導の強化を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

区内の石油等の危険物施設は、製造所、貯蔵所等約650施設（少量危険物貯蔵所、取扱所を除く）がある。これら危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。このため、従来から、査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたところである。

今後は、これらの施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止、流出防止対策の推進を図る。

3 電気施設等の安全化

(1) 電気設備等の安全化

ア 電気設備の安全対策については、火災予防条例に基づく出火・延焼防止措置が施され、また点検、整備等の維持管理の義務付けなどにより推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導する。

イ 電気器具や配線から出火を防止するため、電気設備等の耐震化を指導するとともに耐震機能付き分電盤等の普及促進を積極的に行い、出火防止の安全対策の強化を図る。

- ウ 近年、設置が著しく増加している太陽光発電設備を屋上に設置する場合は、耐震性に配慮するとともに、商用電源との接続部分の安全性を確保するよう指導する。
- エ 発災直後の出火以外にも、復旧期の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、避難時はブレーカーを切るよう指導する。

4 その他出火防止のための査察・指導

- (1) 人命への影響が極めて大きい地下街、飲食店、百貨店、病院等、多量の火気を使用する工場、作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具等への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、点検・整備・清掃の徹底及び災害時における従業員の対応要領等を指導する。
- (2) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業所）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。
- (3) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては計画の作成を指導する。
- (4) 人命危険及び火災危険度が高い対象物を優先する対象物として実施する。
- (5) 火災予防条例第64条の3の規定により、違反対象物を公表する。

5 住民指導の強化

- (1) 地震発生時の建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止を図る。
 - ア 家具類の転倒・落下・移動防止対策
 - イ ガス漏れ警報器、漏電しゃ断機など出火を防ぐための安全な機器の普及
 - ウ ライフラインの機能停止、復旧時における電気・ガス器具からの出火防止の徹底
 - エ 耐震安全装置付石油燃焼機器の普及
- (2) 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全住宅への設置及び維持管理の促進を図る。
- (3) 防災品、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及びその他の住宅用防災機器について、その有効性を周知するとともに関係機関と連携した普及を図る。（火災被害の拡大防止対策）
- (4) 地震火災を無くすため、防火防災診断、防火座談会等の実施、回覧板や広報誌を活用した情報の発信を通じて、地震火災の多様な出火原因の周知、火気の取扱周辺の安全化、住宅用防災機器等の普及、正しい防災知識普及啓発の徹底を図る。
- (5) 長周期地震動に伴う室内の安全対策
長周期地震動による家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- (6) 地震から身を守るため「地震その時10のポイント」の周知を図る。
地震発生時及び緊急地震速報時には、身の安全を最優先とすること及び地震後は、地域の状況等に応じて確実に避難する必要があることを広報する。
- (7) 防火防災訓練参加者（体験者）の増員を図る。
 - ア 住民自身による初期消火対策の普及を図るため、地域の町会・自治会、事業所等が実施する防火防災訓練へ参加促進を図る。
 - イ 地域密着の防災リーダーである消防団員が主体となる、地域コミュニティをベースとした防火・防災指導の推進を図る。

第2節 初期消火体制の強化（防災・危機管理課、消防署）

1 消防用設備等の適正化

防火対象物に設置される消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者にも耐震措置を指導する。

2 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における初期消火が不可欠であることから、区民が手軽に使用できる初期消火資器材の普及を図る。

3 住宅用火災警報器の設置推進

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全ての住宅に設置及び維持管理の促進を図る。また、区は各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、消防署と連携して住宅用火災警報器の設置を推進する。

4 区民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 区民の防災行動力の向上

区民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター(防災館)の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、防災市民組織等を対象とした高度で実践的訓練を推進、災害時要援護者への支援を含む地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
排水栓、スタンドパイプ、軽可搬消防ポンプの活用を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に対する事業所防災計画の作成指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との協力体制づくりの推進、応急救護講習受講者の促進と応急救護資器材の充実を図る。

(3) 区民と事業所の協力関係

地域防災組織等と連携強化、事業所相互間の協力体制の強化を図るとともに保有資機（器）材を整備した地域との協力体制づくりを推進する。

5 消火器の配備・保守管理

(1) 消火器の配備

区では、震災時における初期消火体制整備のため、区内全域に消火器を配備している。

(2) 消火器の保守管理

- ア 日常点検及び年1回の一斉点検
- イ 5年ごとの薬剤（粉末）詰替
- ウ 町会・地域防災組織等が火災に際して使用した消火器の薬剤詰替
- エ 格納箱の更新
- オ 耐用年数8年を経た消火器の取替え

第3節 火災の拡大防止（防災・危機管理課、保健福祉部、消防署）

消防力の充実強化を図るため、特に消防団員数の充足及び活動強化、消防水利不足地域の解消等に取り組む。

主な対策として、多様な方法による消防団への入団促進及び装備の充実、事業者と連携した消防水利の確保を推進する。

1 消防活動体制の整備強化

区内の常備消防力は東京消防庁のもとに、1 消防方面本部、3 消防署、5 消防出張所を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車等 44 台を配備して、災害に備えている。

消防署においては、これら平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

また地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、救助資機（器）材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用している。

震災時は、主要交通機関の寸断、建物倒壊等により交通渋滞が発生し、緊急車両の通行が苦慮されることから、警察等関係機関からの情報収集を図る。

（平成 25 年 4 月 1 日予定）

署	ポンプ車	はしご車	救助車	救急車	工作車	空中作業車	その他	合計
丸の内	3	1	0	1	1	0	7	13
麹町	3	1	1	1	0	1	7	14
神田	4	1	0	2	0	0	9	16
合計	10	3	1	4	1	1	23	43

2 消防水利の整備

（消防水利の現況→資料編 資料第 13）

（消防水利分布図→資料編 資料第 14）

東京消防庁として、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要（避難所等）な地域を中心に防火水槽の設置、河川、海等あらゆる水源の有効活用等の施策及び経年防火水槽の耐震力の強化や自主防災組織等が利用しやすいよう防火水槽の鉄蓋を整備し、消防水利開発補助金制度の活用について推進する。

また、区は、公共施設及び特殊建築物の整備に合わせた東京都震災対策条例に基づき防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定、区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図るなど、消防水利の整備を推進する。

3 消防団体制の強化

(消防団の現況→資料編 資料第15)

区内消防団は3団8分団で団員数(定員)は370名である。

都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した勤務地団員(消防団協力事業所)等、消防団員の確保策を推進し、都民に対する防災指導体制の充実を図るとともに消防団組織を強化する

なお、消防団員が、生業において使用する資格(特殊技能団員)を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備、消防団員用MCA無線機を活用した情報収集体制の充実強化を図る。

地元消防署と各消防団の連携協働体制をより一層強固なものとする。

4 消防活動路等の確保

震災時には、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あい道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋没化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

5 消防活動が困難な地域への対策

震災時には、道路の狭あいに加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努める。

6 地域防災体制の確立

(1) 事業所と防災市民組織等との連携体制

ア 消防署住宅防火推進協議会による安全対策の推進を図る。

① 災害時要援護者を対象とするきめ細かな防火防災診断の推進

② 町会・自治会・事業所等と福祉事業所団体との連携による防火防災訓練を通じた協助(共助)体制づくり

③ 福祉関係者を通じた災害時要援護者への防火防災組織の普及・啓発

イ 自助・協助(共助)の体制づくりを推進する。

地震時には、同時多発的に火災、救助、救急事象が発生することが危惧されることから、自助の確立、地域コミュニティの助け合いによる協助(共助)の体制づくりを推進する。

ウ 町会・自治会と事業所との災害時応援協定の締結を促進する。

エ 小規模対象物に対する事業所防災計画の作成を推進する。

店舗併用住宅等の防火管理者の選任義務のない小規模な事業所については、事業所防災計画の作成を指導する。

オ 各業界の組合との防火管理組合に関する協定を締結し、各事業所の安全化を図る。

カ 自主防災組織等による初期消火用の水源として消火栓・排水栓等の活用を図る。

(2) 合同防災訓練の実施

ア 実践的な防火防災訓練の指導を実施する。

- ① 消防機関、災害時支援ボランティア、防災区民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う連携訓練の推進
- ② 災害時要援護者の対応を取り入れた防火防災訓練を推進
- ③ 自力避難可能な高齢者の防災行動力向上策の推進
- ④ 消防少年団等の若年層が主体となった防災訓練を推進する。

イ 防災会議を通じた合同防災訓練を推進する

- ① 災害時要援護者の実態に応じた防火防災訓練を実施し、災害時の防災行動力の推進
- ② 地域において災害時要援護者の対応を取り入れた防火防災訓練を実施し、地域全体の防災行動力強化の推進

7 災害時要援護者に対する地域協力体制

(1) 安心生活見守り台帳（避難行動要支援者名簿部分）による情報管理・共有

千代田区災害時要援護者の救援に関する要綱に定める災害時要援護者（65 歳以上の者のみで構成される世帯、要介護状態区分 3、4 又は 5、身体障害者障害程度等級表 1 又は 2 級、愛の手帳判定基準表 1～4 度）は、火災等の災害が発生した場合に自力による避難等が困難である。

このため、災害時要援護者の人命安全確保のため、平常時から安心生活見守り台帳の避難行動要支援者名簿部分を定期的に更新し、地域と関係機関の間で適切な情報共有を図る。

(2) 災害時要援護者の安否確認及び救護・救援活動体制づくりの支援

地域ごとに、平常時から名簿を活用した見守り・安否確認体制づくりや災害時要援護者対策を支援し、いざという時の援護・救援体制を構築する。

第4節 有毒物・危険物等の安全化（警察署、消防署）

（危険物施設等の現況→資料編 資料第16）

（危険物施設等の現況（石油関連）→資料編 資料第17）

有毒ガス等の高圧ガス、放射性物質及び毒物劇物等は今日、製氷、冷凍、燃料、医療、教育等の分野に幅広く利用されている。しかし、これらの保管施設がひとたび地震によって破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性などによる二次災害を誘発し多大の被害をもたらすことは明らかである。

このため、本節では高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の各保管施設に関する施策について明らかにする。

1 高圧ガス保管施設

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

2 放射線使用施設

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 対象施設等の実態把握に努めるとともに施設の管理者等との連絡体制の確立を図る。 2 施設周辺における住民の避難誘導體制を確立する。 3 教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

3 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを一定量以上に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関係官庁による路上取締りを毎年定期的を実施する。なお、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

- (1) タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。
また、指導にあたっては、隣接各区と連絡を密にし、安全指導を進める。
- (2) 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- (3) トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- (4) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第5節 文化財の防火対策（防災・危機管理課、区民生活部、消防署）

（文化財施設の現況→資料編 資料第18）

1 事業計画

（1）全般計画

- ア 文化財が重要な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講ずる。
- イ 指定建築物の内外における火気、喫煙等の禁止、措置及び消防上必要な消防用設備等の設置を指導推進する。
- ウ 文化財の災害予防のため消防法に基づく消防用設備等の設置を推進する。
- エ 早急に自衛消防組織を編成させるとともに搬出用具等を整備するほか、災害予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。

（2）実施計画

毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて文化財の防火運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。

2 消防署による指導

消防署は、管内の文化財産施設の所有者又は管理者に対して、次の点検内容について指導する。

＜点検内容（主要項目）＞

（1）文化財周辺の整備・点検

- ア 文化財の定期的な見回り・点検
- イ 文化財周辺環境の整備・整頓

（2）防災体制の整備

- ア 防災計画の作成
- イ 巡視規制や要領の作成等

（3）防災知識の啓発

- ア 国、都、区等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

（4）防災訓練の実施

（5）防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

（6）緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第4章 情報通信の確保

発災直後からの情報収集・伝達活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 防災センターの機能（防災・危機管理課）

区は、平成19年度の新庁舎移転に伴い、災害時の情報収集・伝達態勢の一層の充実を図るため、防災センターを新設した。主な機能は以下のとおりである。

1 高所カメラ

- (1) 用途…火災発生時の現場確認、災害時の地域の状況把握、その他事故等での状況把握
- (2) 台数、カメラ設置場所…2台、屋上通信鉄塔最上部の北東・南西 地上150m
- (3) 映像記録…24時間連続3ヶ月分（HDDレコーダーによる）
- (4) 画面表示…防災情報室、区災害対本部、防災機関連絡室
防災・危機管理課事務室
- (5) 映像配信…リアルタイム映像をインターネット配信
東京都防災センターに映像配信（平成24年2月～）

2 地震計ネットワークの整備

都では、広域的な地震被害の分布を把握するため、各区市町村に計測震度計を設置し、地震計ネットワークを計画的に整備している。

地震計ネットワークは、大震災時に都内各地の震度情報を東京都防災センターに集約し、激甚な被害地をいち早く特定するとともに、各防災関係機関に情報を提供することにより、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

区は初動対応の迅速化を図るために平成9年10月計測震度計を整備し、都の地震計ネットワークと連動させた。

第2節 危機管理情報の共有化（防災・危機管理課）

区は、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を図るため、庁内 LAN システムやメールの活用に向けた取り組みを推進する。

第5章 救援・救護体制の強化

発災直後からの救援・救護活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 災害活動体制の整備（防災・危機管理課、政策経営部）

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、その主力となる活動要員の確保と発災初期における対応が極めて重要である。

このため、職員行動マニュアルを作成・配付している。

1 活動庁舎の整備

区本庁舎の概要

(1) 規模・設備等

項 目		本庁舎
構 造		鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
		地下3階 地上23階（区庁舎は10階まで）
面 積	敷 地	約 4,258 m ²
	延 床	約 60,000 m ² うち区所有面積 約 24,500 m ²
竣 工 年 月 日		平成19年2月竣工

(2) 平常時の設備

項 目		本庁舎
電 気 設 備		特高受変電設備 3000KVA×3 契約電力 22KVスポットネットワーク 3回線
		特別高圧変電設備1ヶ所 高圧電気室4か所
給 水 衛 生 設 備		上水と中水、灌水の3系統
		上水受水槽 22.5 m ³ 2基 中水受水槽 56 m ³ 雨水再利用槽 20 m ³

(3) 非常時の設備

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		非常用発電設備 本庁舎 1,750KVA × 2 台 発電のためのA重油備蓄量 本庁舎 50Kℓ×2 基	○ 停電時、庁舎の重要施設(中央監視室、防災センター)等へ無給油でおおむね3日間の電力供給が可能。 ○ 非常用発電機は、起動後約40秒で電圧確立し発電能力の範囲内で順次電力の供給を開始。
給水衛生設備	飲 用 水	上水受水槽有効貯水量・約 45 m ³	利用可能日数 おおむね7日間 (庁舎の使用状況により日数は変化)
	トイレ等の洗 浄 用 水	中水備蓄槽有効貯水量・約 56 m ³ 非常時雨水・井戸水利用可	利用可能日数 おおむね7日間 (庁舎の使用状況により日数は変化)

2 職員住宅の整備

勤務時間内の災害については、直ちに震災対策編 第2部第1章第1節に定める活動態勢を確保できるが夜間・休日における災害については、職員の確保が本区の最も重要な課題である。

そのため、区では、職員住宅を設置し、夜間・休日において迅速に活動できる職員の確保に努めている。

なお、平成26年度から平成28年度までの間に、民間賃貸住宅を借上げることにより、20戸程度の職員住宅を新たに確保することとしており、今後も計画的に職員住宅を確保していく。

平成27年1月1日現在 借上職員住宅 17戸 直営職員住宅 55戸

3 職員の確保

(1) 夜間・休日等の情報連絡体制

夜間・休日等における災害については、職員の確保が重要であり、特に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の対応については、判定会招集直後には、報道機関による報道が開始されるため、短時間に多数の職員に連絡する体制の整備が必要である。

このため、夜間・休日等の情報連絡体制を確保するため、管理職及び災害情報対策員による警戒待機を行うとともに、職員参集基準に基づき職員の確保に努める。

(2) 職員の適切な配置及び勤務態勢の適正化

大規模地震時には、膨大な対応業務が発生するため、一部部署や職員への過剰な負担等が発生する可能性がある。

このため、職員の適切な配置や勤務態勢の適正化に向けて、交代要員の確保や柔軟な職員配置の変更等が可能となる体制の構築に努める。

4 職員行動マニュアルの作成

応急対策の実施にあたっては、本部組織による分掌事務によりそれぞれ責務が定められているが職員の参集状況や被害状況によっては、職員の弾力的な配置など、現場で臨機に対応することも必要となる。

災害時に、職員が対策活動を十分に果たすためには、各自がその役割を平時から十分に理解しておくことが必要である。このため、災対本部において、おのこの役割を把握するため、平成18年3月に職員行動マニュアルを作成し、平成26年3月に改定した。

5 職員救命講習会の実施

区は、災害対応活動に従事するため、すべての職員が最低限の救命応急処置を実施できるようにすることを目的とし、平成15年度から救命講習会を実施している。講習では自動体外式除細動器（AED）の取り扱いも学び、職員全員がAED従事者になることを目指す。

6 自動体外式除細動器（AED）の配備

自動体外式除細動器（AED）は、平成16年7月から一般市民も使えるようになり、空港や学校、球場、駅などの公共施設に設置された。

区では、平成17年4月から学校、出張所等の区関連施設にAEDを配備し、いざというときの救命体制の構築に努めている。

（AED配置場所一覧→資料編 資料第19）

第2節 緊急輸送路ネットワークの整備（まちづくり推進部、都）

震災対策編 第2部第5章第1節に準ずる。

災害応急対策活動において、救援物資、要員等の緊急輸送の果たす役割は極めて重要であるため、緊急輸送路ネットワークの整備に努める。

詳細は、震災対策編 第2部第5章第1節を参照。

第3節 避難所等・物資等の整備（防災・危機管理課）

災害時における飲料水・食料等の確保は、り災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。飲料水の確保については、「震災対策における都、区間の役割分担」により、浄水場等から給水拠点までの輸送は都が対応し、給水拠点から区民に対する給水は区が実施することになっている。

食料・水・生活必需品については、発災直後の長距離輸送は困難と予想されるため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応する。区は都と役割分担を整理したうえで、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品を確保する。

なお、約82万人の昼間人口を抱える千代田区では、昼間発災した場合、企業等の帰宅困難者が多数発生する。そこで、区は、企業に対し、企業としての社会的責任や従業員の安全確保という観点から防災対策の促進を強く求めている。また、都に対しては帰宅困難者対策の推進を要望するとともに、連携して対策を進めている。

本節においては、避難所等、飲料水、食料、生活必需品等の確保について、その施策を明らかにする。

1 避難所等の整備

(1) 避難所等の体系

平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。これに基づく避難所等の体系は、以下のとおり。

【避難所等の体系】

種 別	機 能 な ど
緊急避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。 ○異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を区長が指定する。
避難所	○災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。 ○以下の基準を満たす施設を区長が指定する。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。 ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。 ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

種 別	機 能 な ど
福 祉 避 難 所	○主として高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を滞在させるための施設。 ○避難所の基準に加えて下記の条件を満たすこと。 ・災害時要援護者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害時に災害時要援護者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害時に主として災害時要援護者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(2) 緊急避難場所の指定

区は、震災等に伴う危険から逃れるための緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等の指定や住民への周知徹底に向けた取り組みを実施する。

(3) 避難所の指定

区は、震災等によって住居が倒壊・焼失した被災者に対して、宿泊、給食、医療等の救援・救護を実施するため、その拠点として区立施設及び都立高校等を避難所として指定し、避難所機能の充実整備に取り組んできた。

(4) 近年の大規模地震から得た教訓を踏まえる

ア 区は、平成16年10月に発生した「新潟県中越地震」や平成19年7月に発生した「新潟県中越沖地震」、平成23年3月に発生した「東北地方太平洋沖地震」など、近年の大規模地震から得た教訓を踏まえ、早急に避難所の整備に取り組み、現在区内15箇所に避難所運営協議会を設置し、避難所防災訓練を実施している。

イ 区は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、避難所となっている区立小・中学校については児童・生徒分として3日分の飲料水・食料等を備蓄するほか、全ての避難所を対象に毛布、ガス発電機等の追加配備を行っている。また、地域特性を踏まえ携帯トイレ、マンホールトイレ等も配備した。なお、災害時要援護者対策として、介護食やオムツ等を各避難所に配備している。

ウ 区は、東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しとして、女性の視点に配慮した備蓄物資（着替え・授乳などのプライバシー確保用テントなど）、動物救護所でのペットとの同行避難に対応する備蓄物資（ペット用ケージなど）の整備を進めている。また、区と医師会で医療救護所の医療セットの見直しを行う。さらに福祉避難所がその機能を確保できるよう、必要な資機材の整備を行う。

(5) 今後取り組むべき課題

ア 避難所の夏季・冬季対策

区は、平素から各避難所に燃料や発電機を配備する等の停電対策を講じている。また、災害時における燃料等の優先供給に関する協定に基づき、燃料の供給を優先して受ける。この上で、区は、電気製品供給に関する協定の締結を目指し、避難所施設として、夏季・冬季の別にも対応できる態勢づくりに取り組む。

イ 避難所が不足した場合への対応

区は、被災者（災害時要援護者も含む）の増大等により避難所が不足する場合に備え、民間ホテル等との避難者の受入れに関する協定の締結を目指す。

ウ 避難所への食料・飲料水の供給

区は、避難所へ円滑に食料・飲料水等を供給するため、各メーカー等との物品の供給に関する協定の締結を目指す。

エ 福祉避難所への物資・器材の備蓄

福祉避難所として必要な物資・器材の備蓄を図る。

【配備予定資器材】

- ・簡易ベッド、洋式ポータブルトイレ、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、杖等移動介助用品
- ・介護用品、衛生用品 等

オ 広域一時滞在への対応

区は、避難所が広域一時滞在の用にも供することを踏まえ、他区市町村から被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定するよう努める。

2 飲料水、生活用水の確保

（飲料水確保状況一覧表→資料編 資料第20）

（給水資器材配備一覧表→資料編 資料第21）

(1) 区の計画

ア 給水計画の策定

区は、給水拠点から住民に対する給水計画を策定する。

イ 飲料水の確保

飲料水は、区内3箇所に設置した応急給水槽（都・水道局）から供給を受けるほか、民間備蓄倉庫等の備蓄物資を活用する。

(2) 公共施設の井戸整備

生活する上で欠かせない生活用水を確保するため、区立小・中学校等に災害対策用井戸を平成8年度～9年度に、公園等に災害対策用井戸を平成10年度～12年度に年度計画で整備してきた。

(3) 民間井戸の登録

生活用水を確保するため、区内事業所・家庭にある自家用井戸を所有者の協力のもと、災害対策用井戸として登録を行い、近隣住民が災害時に使用できるよう整備する。なお、補修の必要な井戸については、区で手押しポンプ等の補助をする。（平成8年度指定開始。平成27年1月1日現在16カ所指定。）

3 食料の確保

（応急食料配備一覧表→資料編 資料第22）

（災害発生時の米穀の調達経路→資料編 資料第23）

区が開設する避難所には、各避難所の地域ごとの避難者数に応じて3日分の食料を備蓄する。また、東京都米穀小売商業組合千代田支部や麺類及び各協同組合と食料の供給に関する協定を締結している。

地域防災組織と東京都米穀小売商業組合千代田支部の協力を得て、炊き出し体制を整え、4日目以降（都福祉保健局基準）は、原則として米飯による炊き出しを実施するほか、麺類及び各協同組合の千代田区管内にある各支部の協力を得て、麺類等の給食を行う。

なお、食料については消費期限があることを踏まえ、定期的な点検・更新など備蓄食料の管理を実施する。

4 生活必需品の確保

（生活必需品配備一覧表→資料編 資料第24）

被災者に対する生活必需品等については、都・区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄、調達により確保し、区民への配布は、区があたることになっている。

しかし、発災当初の道路障害物除去の状況によっては、都からの搬送が遅れることが予想されるので、区としても、要援護者（高齢者等）や子どもを対象に、毛布等を備蓄するほか、被災者の救援救護に必要な資器材を備蓄又は調達により確保している。

今後、区は都と役割分担を整理したうえで、発災後3日間で必要となる生活必需品を確保する。

5 情報提供用資機材の確保

避難所での情報提供を行ううえで、必要な資機材を整備している。

（平成26年1月1日現在）

品名	数 量
ホワイトボード	42 台
ラジオ	17 台
トランジスタメガホン	99 台

6 応急対策用資器材の確保

区が災害応急対策を実施するうえで、必要な資器材を整備している。

（平成26年1月1日現在）

品名	数 量	品名	数 量
発電機	122 台	組み立てテント	104 張
投光器材	57 組	担架	146 台
給水タンク	31 台	簡易寝台	33 台
ノーパンク自転車	29 台	リヤカー	67 台
		救護車	15 台
		炊き出し資材一式	37 セット
		マンホールトイレ	182 台
		応急トイレ	261 台

7 備蓄倉庫の建設

(備蓄倉庫一覧表→資料編 資料第25)

食料、生活必需品等の救援物資、給水用その他の資器材等を備蓄するために必要な備蓄倉庫を、原則として、今後建設、改修される区施設全てに併設していくこととし、そのための指針を定める。

総合設計制度等の活用により、民間企業に防災スペースの設置・協力を依頼し、帰宅困難者等対策用の備蓄物資や避難所用の補完物資を整備している。

避難所の備蓄倉庫については、食料や最低限の生活必需品等を被害想定人員に応じて備蓄している。

なお、新たに建設されるマンションにおいては、発災後3日間の自立した生活が可能な応急食料等を備蓄できる倉庫を設置する必要がある。

また、区立施設（区立の保育園、こども園、認証保育所、幼稚園、小・中・中等教育学校、児童館・学童クラブ、福祉施設・高齢者施設、出張所等）には、利用者用の物資についても備蓄する。

避難所以外の区の施設に利用者が留まった場合、物資の配付等は各施設の職員が対応する。

第4節 救助・救急体制の整備（警察署、消防署）

震災時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊、落下物等により、多数の救助・救急事故が発生することが予想される。このような事例に対処するため、関係防災機関においては、必要な救助・救急体制の強化を図る必要がある。

1 救助体制の整備

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救助活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 5 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

※東京消防庁における救助・救急体制の整備は千代田区に限定していないことから、ここでの記載は省略する。

2 区民の自助・協助（共助）救護能力の向上

(1) 救出・救護体制の強化

地域防災組織における防災リーダーの育成及び訓練を実施し、地域の防災力を高める。

主な対策として、防災訓練、救命講習等による都民の救出・救護訓練能力の向上、地域と事業所との連携強化を推進する。

(2) 応急救護知識、技術の普及

震災時には、広域的又は局地的に救助事象が同時多発することが予想されることから、区民自らが、適切な応急救護措置を行える能力を身につける必要がある。

このため、防火管理者、自衛消防隊員を始めとして地域防災組織等の救出救護班員及び一般区民に対し、救助・救急班が軽傷者に対し処置できるよう応急救護知識、技術に関する普及、啓発活動を積極的に推進する。

(3) 消防団の救護活動能力の向上

消防団が使用する救出救護資器材等の装備助成を強化するとともに、活動拠点となる資器材格納倉庫等の確保を支援する。

また、消防団と地域防災組織及び災害時支援ボランティア等の連携を一層強化するため、消防団員と地域住民等が一体となった救出救護訓練を推進し救出救護能力の向上を図る。

(4) 消防団に対する助成

区は、消防団に対して救出救護用資器材の装備助成とともに、運営費の補助等の支援を行う。

第5節 応急医療体制の整備（防災・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、都）

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な応急医療体制を事前に整備する。

1 初動医療体制の整備

(1) 医療救護体制整備

ア 情報連絡体制等の確保

(ア) 災害時における医療救護を迅速に行うために、千代田保健所に医療救護活動拠点を設置し、区内の被害状況や、医療機関の活動状況、被害状況などを集約し、状況を区災害対策本部、東京都及び医療対策拠点へ報告する。

※医療救護活動拠点

区が、発災後、医療救護所の応急救護や在宅療養者の医療支援に関して、調整情報交換を実施する。

※医療救護所

千代田区地域防災計画に基づいて、応急医療の救護活動を実施する場所。

※医療対策拠点

都が、二次保健医療機関ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。

(イ) 区内医療機関の被害状況、活動状況を迅速に把握できるよう、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会（以下、「医師会等」という。）との連絡網を整備し、東京都や区内病院と情報連絡体制を構築する。また、消防機関に対しても可能な限り情報を提供することで、連携体制を構築する。

(ウ) 区は、集約した被害状況、医療機関の活動状況等を千代田区災害医療コーディネーターに報告する。

※千代田区災害医療コーディネーター詳細は、「2. 千代田区災害医療コーディネーターの設置」参照

イ 医療救護活動の確保

(ア) 区は、千代田区内で震度5強以上の地震が発生したときは、医師会等に医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下、「医療救護班等」という。）の医療救護所への派遣を要請することができる。

(イ) 区は、区内避難所等に医療救護所を設置できる場所を確保する。

医療救護所：一般避難所8か所、福祉避難所4か所（うち妊婦避難所1か所）

（震災対策編 第2部 第8章医療救護等対策 第1節応急医療救護体制 6 医療救護所の設置場所）

ウ 負傷者等の搬送体制の確保

医療救護所等では対応困難な重症者等については、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院（以下「災害拠点病院等」という。）への搬送を区が行うほか、都に依頼する。

※地域災害拠点中核病院は日本医科大学附属病院、地域災害拠点病院は日本大学病院及び三井記念病院

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

エ 医療救護体制の見直し

的確な医療救護活動を行うため、防災訓練等を通じて医療救護体制を見直し、活動方法・内容の充実を図る。

(災害時の医療救護活動についての協定書→資料編 例規・協定集)

2 千代田区災害医療コーディネーターの設置

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う千代田区災害医療コーディネーターを設置する。

災害時には、地域災害医療コーディネーター（東京都が指定）と連携し、医療資源の配分調整や収容先医療機関の確保等を行う。

(1) 役割

ア 医療救護活動等を統括・統制するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。

イ 平時から、区の医療連携体制に関する医学的助言を行う。

ウ 東京都地域災害医療コーディネーターや圏域内の区コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

(2) 職務

ア 医療救護班の活動に関すること

イ 医療情報の収集提供に関すること

ウ 収容先医療機関の確保に関すること

エ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の備蓄整備

医療救護班が使用する医薬品等医療資器材は、千代田区役所ほか区有施設に整備している。今後も災害用医療資器材の備蓄を点検し、必要な医薬品・資器材の配備を充実させ、発災から3日目までに必要になる医薬品等の備蓄に努めるものとする。

(医薬品等配備一覧表→資料編 資料第26)

(2) 医薬品等の調達

区は、必要により千代田区薬剤師会との間で締結した協定（災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書→資料編 例規・協定集）に基づき調達する。

さらに不足する場合には、都に対し備蓄の供出を要請するとともに、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。卸売販売業者からの調達に備え、区は、医薬品卸売販売業者と災害時の調達協力協定を結び、この協定をもとに医薬品等を購入する。

(3) 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置

区は発災後速やかに、薬剤師会と連携し保健所内に災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置する。災害薬事センター長（＝災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））は地域災害医療コーディネーター・千代田区災害医療コーディネーターに、区内の医薬品需給状況等、薬事に関する情報を報告するとともに、薬事に関する相談に応じる。

(4) 血液製剤の確保

区は、血液製剤が必要となった場合、都に供給要請を行う。その場合、都は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給要請を行う。

4 千代田区災害医療運営連絡会の設置

災害時の医療救護活動について、円滑な実施を図るために連絡会を開催する。

- (1) 協定を実施していく上に必要な事項について、協議する。
- (2) 関係機関及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) 会長は区長をもってあてる。ただし、会長に事故あるときは地域保健担当部長がその職務を行う。
- (4) 事務局は、千代田保健所地域保健課に設置する。
（千代田区災害医療運営連絡会設置要綱→資料編 例規・協定集）

第6節 区施設の停電対策（防災・危機管理課）

災害発生時には、非常用発電設備用の燃料の調達が極めて困難な状況となる。このため、区は、事業者との災害時における燃料等の優先供給に関する協定に基づき、円滑な供給を受けるとともに、平素から各避難所に発電機や投光器を配備する等の停電対策を講じている。

第7節 災害時要援護者対策・事前対策（防災・危機管理課、区民生活部、保健福祉部、まちみらい千代田）

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命及び財産を自ら守るために安全に避難するなど、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、災害時要援護者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）にとって適切な防災行動をとることは容易ではない。高齢化の進展など地域の特性を考慮すると、今後も災害時要援護者が増加する傾向にあることを十分認識し、協助の理念を踏まえた総合的な災害時要援護者対策を構築し、災害の犠牲になりやすい人々の環境整備や支援等により、安全確保を図ることが不可欠である。

本節では、災害時における災害時要援護者の安全対策や福祉施設等の安全対策について定める。

1 地域における安全体制の確保

災害時において災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて地域防災組織や地域住民による協力、連携体制を平常時から確立しておく必要がある。

(1) 防災知識の普及啓発

ア 安心生活見守り台帳の整備

区は、日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、高齢者や障害者等を対象に「安心生活見守り台帳」を整備し、制度の内容や登録方法について普及啓発を行っている。

イ 外国人向け防災パンフレットの作成等

区は、外国人を対象に、防災パンフレット「チャートでわかる 防災のてびき」を作成し、地震等に対する防災意識の普及啓発を行い、その安全確保に努めてきたところである。

今後もより一層内容の充実を図るとともに、災害時に情報不足から外国人が災害時要援護者とならないよう、外国語による案内板の表示や、区内大学等と災害時における通訳ボランティア等の協力協定を検討していく。

ウ 防災訓練の充実

区は、避難所防災訓練の実施にあたって、地域防災組織や地域住民を中心とした災害時要援護者に対する訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(2) 緊急通報システムの整備

区は、平常時の福祉・救急対策事業として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、重度の心身障害者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムを整備してきたところであるが、震災発生時においても、活用を図るよう努める。

(3) 家具類転倒・落下・移動防止器具の取付

区は、震災時に家具類の転倒・落下・移動による危険を防止するため、寝たきりやひとり暮らし等の高齢者、重度の心身障害者等を対象として、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取り付けを行っている。

(4) 災害時要援護者支援のための地域連携体制の充実

災害時要援護者に対して、発災時に迅速、的確に対応を行い、かつ発災後の被害を最小限に食い止め、災害時要援護者の生命と安全を守るためには、災害時に臨機に対

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第5章 救援・救護体制の強化

応できるよう、平時から災害時要援護者安否確認や避難介助などの体制づくりを図るなど、地域に根ざした災害時要援護者対策が必要である。

平成25年6月災害対策基本法が改正され、基礎的自治体の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。区では先行して、平成24年度から災害時要援護者名簿と高齢者見守り台帳を一本化し、「安心生活見守り台帳」を整備している。この台帳情報をもとに、災害時等に特に救援を要すると区が判断した者のうち、関係機関への情報の外部提供に同意した者を、災害時要援護者名簿に掲載している。この名簿は、災害対策基本法第49条の10に規定されている「避難行動要支援者名簿」に該当するものである。地域では平時から名簿を活用した見まもり活動を実施しており、今後も地域住民、区、防災関係機関、医療機関、ボランティアなどの連携を深め、災害時要援護者支援のための地域連携体制を充実していく。

なお、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針（内閣府防災担当 平成25年8月）において、地域防災計画において定める必須事項が示されている。これについては、以下のとおり定める。なお、ここで定められていない詳細な項目については、災害時要援護者の避難支援に係る全体計画において定める。

項 目	内 容
避難支援等関係者となる者	消防関係者、警察関係者、民生・児童委員、自主防災組織（町会）関係者、千代田区社会福祉協議会
災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲	千代田区に住民票があり、実際に住んでいる者のうち次のいずれかに該当する者 ・65歳以上で一人暮らしの者または65歳以上の者のみで暮らしている者 ・介護保険における要介護3～5の認定を受けている者 ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている者 ・愛の手帳1～4度の交付を受けている者
名簿作成に必要な個人情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、緊急連絡先、名簿情報の外部提供についての同意の有無
個人情報の入手方法	名簿掲載対象者からの申告情報に基づく。
名簿の更新に関する事項	年1回以上の更新に向けて、体制の整備を図る。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために区が求める措置及び区が講ずる措置	・区の個人情報保護条例に基づき、厳重に管理する。 ・外部機関に情報を提供する際は、提供先と覚書を締結し、個人情報漏えい防止順守を徹底する。
災害時要援護者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	・避難勧告等の伝達に当たっては、必要な情報を分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝える。 ・多様な手段を活用した情報伝達を実施する。
避難支援等関係者の安全確保	資器材の確保、情報伝達体制の整備等により避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(5) マンション対策

マンション居住の災害時要援護者等の見守りについては、マンション内での協力が機能するよう（公財）まちみらい千代田を通じて、マンション防災計画の策定を積極的に働きかけていく。

マンション防災計画の策定にあたっては、マンションの管理組合や理事会等にマンション防災アドバイザーを派遣し、具体的な内容の検討を行う。

2 福祉施設等の安全対策

区では、高齢者や障害者等が利用する福祉施設等の安全性や快適性を確保するため、「東京都福祉のまちづくり条例」及び「千代田区福祉のまちづくりに係る共同住宅整備要綱」等に基づき施設の整備を行ってきたところであるが、今後も災害時の安全や避難確保をより一層推進するため、地域防災組織や地域住民など地域との連携等により施設自体の防災行動力の向上を図っていく。

(1) 福祉施設等と地域との連携

災害時の施設入所者や来所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。そこで、区は、施設と町会、周辺地域の事業所等との間で災害時応援協定等を締結することなど地域との連携を進めていく。

(2) 防災教育の充実

区は、「福祉施設等の防火安全対策指導基準」に基づき、各施設の防火管理対策の徹底を図り、総合的な自衛消防力の向上を図っていく。

(3) 福祉施設における防災計画の策定

各施設ごとに、平時から状況に応じた施設防災計画を策定し、災害時に迅速に応急対策が行えるよう備える。

(4) 防災訓練の充実

区では、福祉施設で防災計画に基づき実施する自衛消防訓練の時に、消防署の協力・指導により地震を想定した訓練を行い、適切な避難行動を習得できるよう訓練の充実に努めていく。

(5) 物資の備蓄

福祉施設等利用者の帰宅困難に備えた備蓄物資を配備し、施設内の態勢を整備する。

第6章 震災に強い地域コミュニティの形成

区民・事業所・行政等が連携し、積極的に地域における相互支援ネットワークづくりに取り組み、震災に強い地域コミュニティを形成する。この地域コミュニティは、風水害等の他の災害にも活かされるものである。

第1節 基本的考え方（防災・危機管理課）

千代田区は、平成18年3月に「千代田区災害対策基本条例」を公布・施行し、区民、地域防災組織、昼間区民、事業所、帰宅困難者、大学等の具体的な責務とともに、互いに連携して防災活動に取り組む事を定めた。

特に同条例で新たに示された千代田区独自の理念である「協助」は、町会や地縁等の地域コミュニティである一般的な「共助」に加え、事業所、大学、帰宅困難者等も含めたより広い概念を示すものである。

「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として連携し、震災時には手を結び合い、助け合う社会システムの構築を図る（協助の理念）。

（千代田区災害対策基本条例→資料編 例規・協定集）

第2節 区民と事業所の役割（防災・危機管理課）

1 区民の役割

区民は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。

- (1) 日頃から出火の防止に努める。
- (2) 消火器など初期消火に必要な防災用品を準備し、その取扱いに習熟するように努める。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図る。
- (4) あらかじめ各家庭で3日分の水・食料、携帯トイレ、常備薬、お薬手帳、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (5) 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法などを決めておく。
- (6) 区が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- (7) 町会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (8) 災害時要援護者がいる家庭は、できるだけ事前に安心生活見守り台帳に登録する。
- (9) 区内で一定規模の災害が発生した場合、町会の役員等は避難所など、あらかじめ定められた場所に参集して情報交換できるようにルール化する。
- (10) マンション居住者は、マンションごとに防災計画を策定し、災害時の役割や安否確認等が実施できる体制を整える。
また、マンション内での防災訓練を定期的実施するとともに、避難所や町会等が実施する防災訓練にも積極的に参加する。
- (11) 区民の安否は避難所で情報を集約し、区災害対策本部と情報共有する。
- (12) 過去の災害から得られた教訓の伝承を行う。

2 事業所の役割

東日本大震災では、災害時の事業所活動の重要性が再認識された。これを受けて都は、「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、事業所に、一斉帰宅の抑制や3日分の企業内備蓄の整備の努力義務を課した。そのため、事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- (1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備、事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定など事業活動の継続対策
- (2) 従業員の一斉帰宅の抑制と帰宅ルール（段階的帰宅等）の設定
- (3) 3日分の飲料水・食糧、防災資器材の備蓄整備、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (4) 組織力を活用した地域活動への参加、地域防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策

第3節 行政・事業所・区民等の連携（防災・危機管理課）

1 横に連携した社会づくり

従来の区、事業所、大学、区民、ボランティア等が個別に実施していた震災対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会づくりを目指して、次の対策の実施を図っていく。

- (1) 区、事業所、大学及び区民との相互支援を協議する場の設置
- (2) 自治体間の相互支援体制の強化
- (3) 区、事業所、大学、及び区民との連携のあり方についての計画等の作成
- (4) 「震災に強い地域コミュニティの形成」をテーマにした講演会の実施

2 地域における防災連携対策の実施

大地震の発生直後には、火災や救急救助活動が同時多発する事に加え、道路の寸断等により各防災機関の組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。したがって、災害の拡大を防止するためには、区民や事業所等が連携して地域の応急対策を速やかに行うことが必要である。

このため、各防災関係機関は震災から地域ぐるみでコミュニティを守っていけるよう、以下の対策について日頃から普及啓発活動を推進し、地域における防災連携体制の確立を促す。

- (1) 地域防災組織、事業所、大学、ボランティア間の連携、協力体制の推進
区は地域防災組織、事業所、大学、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。
- (2) 地域コミュニティの活性化
区は地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災の強化を図る。
- (3) 防災訓練の実施
地域の防災体制を確立するため、各防災機関、地域防災組織、事業所、大学、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視すると共に地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

3 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

震災時の助け合いを推進するために、区民、町会、企業、大学、学校、文化活動グループ、ボランティア等、地域で活動しているさまざまな団体等が従来の垣根を超えて連携・協力することが求められる。区は、「千代田区災害対策基本条例」の「協助」の理念に立ち、今後も地域相互支援ネットワークづくりを促進していく。

第7章 ボランティア等との連携・協働

ボランティアやNPO、東京都等の関係機関との連携・協働活動を推進する。

第1節 ボランティア・NPO団体との連携（防災・危機管理課、保健福祉部、都）

大規模災害が発生した場合、区外から多数のボランティア等が被災地に駆けつけることが予想される。これら参集したボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

1 都、東京ボランティア・市民活動センターとの連携

区が災害時にボランティア団体等の協力を求めるためには、平常時からボランティア団体と区あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、ネットワークを形成する必要がある。そのため、区は都と連携し、ボランティア意識の熟成に努めるとともに、「東京ボランティア・市民活動センター」と協議・調整の上、ボランティア団体と連携を図っていく。

都との連携

平常時における連携体制	都と区は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進していく。
災害時の連携の考え方	ボランティア等の支援にあたっては、地域に精通した区が中心になるとともに、都は広域的な立場から区の活動を調整及び補完することを連携の基本とし、被災区と都が密接に連携を図っていく。 区は情報や資器材を提供するなど、直接的に支援するのに対して、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全体の情報を提供し、コーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

2 都、東京ボランティア・市民活動センターの支援

都は、発災時に東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村との連絡調整、情報収集を図る。

情報を集約した上で、災害ボランティアコーディネーターの派遣や区市町村ボランティアセンターの代替施設確保、資器材の備蓄場所確保、資器材やボランティア等の区市町村間の受給調整等の支援を行う。

第2節 ボランティアの受入れ体制（防災・危機管理課、保健福祉部）

（災害時におけるボランティア活動等に関する協定書→資料編 例規・協定集）

ボランティアの活動は、一定の知識、経験や特定の資格を有するものから、発災直後の帰宅困難者支援、避難所開設後の避難所における炊出しや救援物資の仕分け、配付など多岐にわたる。区は、千代田区社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動支援等にあたるものとする。

1 ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、千代田区社会福祉協議会と締結した協定に基づき同協議会が設置・運営を行い、区は同協議会と連携する。

2 ボランティア活動支援

ボランティア活動支援にあたっては、区は、必要な情報の提供や作業用資器材等の備蓄を行うほか、活動中のけがや事故に備えたボランティア保険加入に伴う経費負担を行うなど活動環境の整備を図る。

3 ボランティア受入体制の整備

（1） 災害ボランティアセンターの体制

ボランティア活動は発災直後の応急復旧から復興までの長期間にわたり実施されることから、千代田区社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンターの運営については、長期的・継続的な体制を整備する。

（2） 災害ボランティアセンター運営方針

災害ボランティアセンター運営方針は次のとおりとする。

ア 災害ボランティアセンターは、区災害対策本部の自動設置要件（震度5強以上の地震が発生した場合等）に合わせ、千代田区社会福祉協議会が設置する。

イ 災害ボランティアセンターの本部は、本庁舎4階災害対策本部内に設置する。また、ボランティアの受付・登録や派遣に係る事務は、本庁舎1階区民ホールで行う。なお、（仮称）高齢者サポートセンター開設後は、災害ボランティアセンターの本部ならびにボランティアの受付・登録や派遣に係る事務については当施設内に設置する。

ウ 災害ボランティアセンターの運営に従事する職員については、区職員、千代田区社会福祉協議会職員、東京都社会福祉協議会等からの派遣職員等をもって構成する。

エ 千代田区社会福祉協議会は、区災害対策本部会議に参画し、区や防災関係機関と連携を図る。

（3） 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の策定

千代田区社会福祉協議会との間で締結した協定の具体的な運用について、同協議会と協議し、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を策定した。

（4） 避難所等での受け入れ態勢の整備

避難所等においてボランティアが効率よく活動できるよう、ボランティア派遣要請等に係る情報連絡方法について定めておく。また、地域の中でボランティアを受け入

れる体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルに反映するよう各避難所運営協議会と協議する。

4 ボランティアによる帰宅困難者支援

千代田区社会福祉協議会と協議して、帰宅困難者支援活動におけるボランティアの役割を位置づけ、災害時には、区や協定団体とボランティアの連携による支援活動を実施する。

第3節 ボランティアの育成（防災・危機管理課、保健福祉部、まちづくり推進部）

都、東京消防庁等の各機関では、専門的な知識や経験、資格等を必要とする分野のボランティアについて育成を図っていくこととなっている。このため、今後区において必要とする分野のボランティア団体等の育成を検討する。

1 各種ボランティア団体との連携

災害時のボランティア団体への協力・要請を行うため、平時から各部通常業務の接点を通じて、各種ボランティア団体との連携を図る。

2 専門ボランティアを対象とした講習会

東京都と協力して被災建築物応急危険度判定員の登録名簿を管理し、定期的に応急危険度判定に関する講習会等を実施する。

第4節 東京消防庁災害時支援ボランティア（丸の内、麹町、神田各消防ボランティア）の育成及び活動（消防署）

丸の内、麹町、神田各消防署(東京消防庁)では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。

平成18年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図った。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、丸の内、麹町、神田各消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また、丸の内、麹町、神田各消防ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。

1 登録資格者

原則、東京消防庁管轄区域に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 応急救護に関する知識を有する者
- (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
- (3) 元東京消防庁職員
- (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術を有する者

2 業務内容

丸の内、麹町、神田各消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した丸の内、麹町、神田各消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

第8章 区民等の防災行動力の向上

区民・事業所等が自助・協助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を推進する。また、区民・事業所等が自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒等防止など防災対策に取り組むよう、さまざまな機会を通じて啓発を実施し、区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

第1節 区民と事業者の防災意識の高揚(防災・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京ガス、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便)

区民の地震に対する関心は、高まっているとはいえ、必ずしも正しい知識や適切な防災行動力が伴っているとは言い難い。

このような状況の中で「自分達のまちは自分達で守る」という意識をもった災害に強いまちをつくるためには、まず、区民一人ひとりが確固とした防災意識をもつことが重要である。

したがって、区は、今後、都及び防災関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、地震や防災に関する正しい知識の普及に努めるとともに、地域防災組織への加入や防災訓練への積極的参加を呼び掛け、区民の防災行動力の向上を図るための諸施策を推進していく必要がある。

本節においては、区民の防災意識の高揚を図るため、防災広報の充実、防災教育の充実についての施策を明らかにする。

1 防災広報の充実

区は、これまでも防災のてびき、防災地図、起震車の案内、「広報千代田」防災特集、リーフレットの作成配布、千代田区ホームページ、防災訓練、防災講演会等を通じて防災広報を行ってきた。

しかし、東日本大震災を契機に区民一人ひとりの防災に対する関心は高まっているものの、防災行動力は十分とは言い難い。

そのため、防災のてびきを見直し、家庭・事業所に対して「あわてて外に出ない」「3日分の物資の備蓄を行う」「家具の固定や建物の補強を実施する」等を、あらゆる機会に繰り返し普及啓発していく。

区民世論調査やアンケート調査など広聴活動を適宜実施し、区民の防災意識や防災に関するニーズの把握に努め、今後の防災行政に反映させる。

(1) 各機関の防災広報

機 関 名	内 容
千 代 田 区	平常時から関係機関と緊密な連絡をとり、協同して又は単独に各種広報媒体を利用して、住民、事業所、学校の児童、生徒を対象にそれぞれ適した方法により、震災に関する知識の普及活動を行う。 (1) 広報内容

機 関 名	内 容
千 代 田 区	ア 地震、津波に関する一般知識 イ 各防災機関の震災対策 ウ 出火の防止及び初期消火の心得 エ 室内、戸外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 オ 災害情報の入手方法 カ 非常用食料、身の回り品、家具転倒防止等の準備の心得 キ 道路交通規制及びドライバーの心得 ク 救助、救護の方法 ケ 避難方法及び避難時の心得 コ 水道、電気、ガス、電話などの震災時の心得 サ 区内で発生した過去の災害事例やその教訓 (2) 普及の方法 ア 講習会等による普及広報 防災関係機関は相互に連絡をとりながら、それぞれに適した講習会、映画会、研修会等を実施する。 イ 印刷物、報道機関利用等による広報 平常、区広報紙（広報千代田）や映像広報および千代田区ホームページ、区公式ツイッター、区公式フェイスブックに適時、防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図るほか、それぞれ各部において必要な防災知識の普及を図る。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	住民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。 1 広報内容 (1) 地震から身を守るための「地震その時10のポイント」の周知を図る。 また、緊急地震速報の活用について区民に周知する。 (2) 負傷者の軽減ならびに出火防止・避難経路確保のため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進を図る。 ア 高層建築物における長周期地震動に伴う室内の安全対策を促進する。 イ 低層建築物及び戸建住宅に対する家具転倒・落下・移動防止対策の促進を図る。 (3) 消防団及び災害時支援ボランティアと連携して地域住民に対する指導を図る。 (4) 地震・火災の「多様な出火原因」を、住民及び事業所に対して周知徹底を図る。 2 広報手段 (1) 印刷物 ア 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」「職場の地震対策」等各種印刷物を発行している。 イ 外国人を対象とした「消防 119」（5か国語）を発行している。

機 関 名	内 容
	(2) 講習会等 防火管理者や防災管理者、危険物取扱者、都民を対象とした各種講習会・研修会を随時開催している。 (3) 東京消防庁及び各消防署のホームページ、モバイルホームページ、ツイッター等 (4) 常設展示及び体験施設 ア 消防防災資料センター(消防博物館) イ 都民防災教育センター(防災館) ウ 消防署の施設を活用した展示 エ 消防署公開による体験 (5) ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 (6) その他の広報媒体 プロモーションビデオ等
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	(1) 広報内容 ア 警戒宣言発令時の心得 イ 災害発生時の心得 ウ 管内の被害予想 エ 避難要領等 オ 災害時の交通規制等交通に関すること カ その他災害に関する知識 (2) 普及方法 座談会、講習会等の機会を利用するとともに、ポスター、チラシ、パンフレット、その他広報媒体を活用して防災意識の普及を図る。
水道局中央支所	1 広報内容 (1) 地震発生に際しての水道局の応急対策 (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 (3) その他、地震発生後に必要な注意事項など 2 広報の方法 (1) 「水道ニュース」や「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページやツイッターなどによる自主広報とともに、「広報東京都」等、都・区市町村、国、その他各防災機関に働きかけて、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。 (2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事の場を利用するほか、都・区市町村及び各防災機関の行う訓練や集会、研修会の間などを積極的に利用する。 (3) 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画などの企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。
東京都交通局	利用者に地下鉄の安全対策、非常時における係員指示の順守及び冷静な行動等について周知し、その理解と協力を得るため、平素から広報活動に努める。

機 関 名	内 容
東 京 都 交 通 局	1 広報内容 (1) 地下鉄の安全対策及び防災施策 (2) 警戒宣言時における運行方針 (3) 時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ (4) 係員による整理、誘導方法 (5) 非常時の旅行見合せ 2 普及方法 (1) 交通局の広報誌に防災内容を掲載して啓発を行う。 (2) 駅舎内、車内吊り、車両のドア、窓等の見やすい箇所にポスター、ステッカー、立看板等を掲出し、理解と協力を求める。 (3) 駅放送及び車内放送により啓発を図る。 3 実施時期 防災の日、火災予防運動、安全輸送総点検等の時期を効果的に利用して行う。
東 京 地 下 鉄	防災週間及び防災の日を中心に、駅放送及び車内放送等により、旅客に対して防災に関する広報を行う。
首 都 圏 新 都 市 道 鉄	防災週間及び防災の日を中心に、駅放送及び車内放送等により、旅客に対して防災に関する広報を行う。
東 京 ガ ス	防災の日及び防災週間中に一般区民に対し、パンフレット、チラシ等を配付し、防災意識の高揚を図っている。
東 京 電 力	日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、ホームページ、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。
首 都 高 速	震災時において、お客様等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事等でパンフレットの配布などの広報を実施する。
日 本 郵 便	平常時より、公社の業務に係る災害特別事務取扱いについて、郵便局窓口等で周知する。

2 防災教育の充実

児童・生徒や防災活動に携わる住民、事業者等を対象として行う防災教育は、区民の防災行動力の向上を図る上で極めて重要である。このため、区は、区民、事業者、幼児、児童、生徒を対象に、地震の体験と出火防止、初期消火、身を守る等の実践的な行動力を体得させるため、起震車の運営を実施している。また、区教育委員会では、学校防災基本計画及び学校防災の手引きを作成し、月1回の避難訓練等、幼児、児童、生徒に学校教育における体験的・実践的な防災教育を行ってきた。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童、生徒が学校（園）にいる際に震災が発生し、安全に帰宅させることが困難になった場合の方針を定め、平成24年度にはそれに基づく計画改定を行った。

さらに大地震発生に備え、学校外での避難のあり方や保護者への引き渡し訓練、地域との連携による避難所運営のあり方等の予防計画を整備した。

そして、今後もこれらの防災教育施策の一層の充実に努める。

＜消防署＞

(1) 総合防災訓練、教育の推進

ア 自らの判断で、災害に対し防災行動力を高めるため各学校の実情に合わせた体系的、かつ実践的な総合防災教育を推進する。

イ 幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育の普及を図る。

ウ 家庭や地域における防災行動力を高めるため、各学校の実情に合わせた体系的、かつ実践的な総合防災教育を推進する。

エ 中学生の職場体験に合わせた防災教育を実施する。

防火防災に関する基本的な基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域の防災の担い手となるよう育成する。

オ 避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導を強化する。

区立中学校は避難所として指定され、地域住民が多数避難してくることから、中学生が主体となって住民に対する指導ができるよう、消防団、災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び関係機関と連携した指導を実施する。

(2) 地域住民を対象とした組織の育成

防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

(3) 都民防災教育センター（防災館）の活用

区民、防災市民組織のリーダー、事業所の防災担当者等に防火防災に関する知識や消火・応急救護技術など、実践的な防災行動力を身に付けるため、都民防災教育センター（防災館）の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進を図る。

(4) 応急救護知識技術の普及及び応急手当指導者の養成

区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに事業所における応急手当の指導者（従業員）の養成及び自主救護能力の向上を図る。

第2節 地域防災組織の充実・強化（防災・危機管理課）

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害発生時は、同時多発的に火災が発生し道路交通や通信手段が混乱する等の悪条件が重なり、防災関係機関のみでは対応しきれなくなる。日頃からコミュニティ活動が盛んであった地域では救出救助活動が組織的に行われ、助け合いの成果が大いにあがったことが実証されている。

「自らの生命は自らが守る」という防災の基本にたち、区民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を行うことが要求される。

しかし、これらの防災活動は、区民一人ひとりがバラバラに行動するのでは、その効果は期待できない。地域住民が団結し組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できるものである。このため、区は、災害対策に占める地域防災組織の重要性に鑑み、地域防災組織の充実強化のため実効ある施策を実施していく。

本節においては、地域防災組織の組織化、活性化、活動環境の整備及び防災訓練用資器材整備についての施策を明らかにする。

1 地域防災組織の組織化

（地域防災組織結成状況→資料編 資料第27）

（1）組織の結成状況

区においては、昭和50年から

ア 組織の自主的な性格、活動を配慮しながら区が積極的に援助する。

イ 組織の役割及び活動内容から判断し、必要な資器材を助成する。

このことを基本に町会を通じて、地域防災組織の結成を呼びかけてきた。

（2）組織の活動

地域防災組織は、地域住民の自発的な意思により結成された組織であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に次のような行動を行う。また、区及び防災関係機関は、地域防災組織がその本来の目的を達成できるよう日頃から訓練、指導を通じて育成する責務がある。

組織と活動内容

組織 \ 活動	平常時の活動	発災時の活動
情報班	○防災知識の普及及び高揚 ○防災事業計画	○情報の収集・伝達・広報
消火班	○各家庭の安全点検 ○初期消火訓練	○出火防止 ○初期消火活動
避難誘導班	○地域内の防災環境の確認	○住民の避難誘導活動
救出救護班	○資器材の整備点検 ○救出救護訓練	○救出救護活動
給食・給水班	○資器材の備蓄 ○給水拠点の把握 ○炊き出し・給水訓練	○炊き出し及び飲料水等の配付

2 地域防災組織の活性化

地域防災組織の役割は平常時における組織の強化、防災知識の普及、防災訓練のほか、発災時における情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導、給食・給水等が挙げられる。

これらの重要な役割を担う地域防災組織の行動力向上を目的に、次に掲げる事業を展開し地域防災組織の活性化を推進していく。

(1) 地域防災リーダーの育成

地域コミュニティにおける防災リーダーの育成・支援をするためパンフレットの作成や講習会を開催し、組織活動の活性化を推進する。

(2) 訓練の充実

地域における防災行動力の向上を図るため、防災関係機関の協力のもと、実践的な地区別防災訓練の実施を支援する。

また、集合住宅の居住者等を対象に、防災訓練などの開催を呼び掛けたり、地域防災組織への参加を促すなど、近隣との接点を深め地域防災態勢の推進を図る。

(3) 地区防災マップづくりの援助等

地区ごとの防災マップづくりや備蓄倉庫、応急給水槽、避難所施設、災害時協力井戸等の防災施設の施設見学会や防災ウォークラリーなどの実施を支援していく。

(4) 地区防災計画の策定

平成 25 年の改正災害対策基本法において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、区内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

これに基づき、地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、区防災計画の中に位置づけるとともに、必要な支援を行う。

3 地域防災組織の活動環境の整備

地域防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動をするためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための広場、消防水利の確保、的確な助言等の環境や条件の整備が必要である。

区は、これまで各組織の活動を実効あるものとするため、必要な資器材等を助成するほか、防災行政無線の戸別受信機を配備してきた。今後も地域における防災力向上のため必要な支援を行う。

(1) 地域防災組織の活動支援

ア 区は、避難所を地域防災の拠点として位置づけ、地域防災組織との連携を図ることとする。

イ 地域防災組織の震災対策について、進捗段階に合わせアドバイスを行うなど、組織防災行動力の向上を図る。

(2) 消防団との連携

消防団と地域防災組織の連携を一層強化するため、消防団の運営・装備等の助成を行うとともに、活動拠点となる資器材格納倉庫等の確保を支援する。

(3) 補助金の交付

地域防災組織へ 10 万円を上限に補助金を交付している。平成 24・25 年度については時限的に 20 万円を上限として支援を拡充した。

(4) 資器材の助成等

地域防災組織に対して救出救護や消火活動のための資器材等の装備助成を行うとともに、これら装備・資材を格納する防災倉庫の確保支援を検討する。

なお、資器材等の助成は、次のとおりである。

	実施年度	1 組織あたりの 助成額（円）
第1次装備助成 （1回限り）	昭和53年度～	100,000
第2次装備助成 （1回限り）	昭和57年度～	150,000
地域防災組織 補助金（毎年度）	平成2年度～	100,000 （平成5年度～）
緊急装備助成 （1回限り）	平成7年度～	300,000

(5) 区は、地域防災組織の活動する場を確保するため、既存の公園、広場等を利用した防災広場の整備事業について検討していく。

(6) 防災行政無線戸別受信機の配備

防災行政無線が昭和56年度に配備され、災害に関する正しい情報を伝達するために、地域防災組織リーダー宅に戸別受信機を配備した。

平成19年度には、各町会長、防災部長宅に防災ラジオを配備した。

4 地域防災組織の充実（消防署）

各消防署は、区と連携し、震災時を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて地域防災組織の活性化に努める。

5 地域の防災行動力の向上

地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携方策をより一層推進するとともに、都民防災教育センター（防災館）等を拠点として地域の防災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図る。

第3節 事業所防災体制の充実・強化（防災・危機管理課、消防署）

事業所で使用する火気及び危険物などは一般家庭より規模が大きく、それだけ地震時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。

また、不特定多数の者を収容する劇場、ホール等にあつては、地震時のパニック等による被害も予想される。

このため、東京都震災対策条例では、事業者は都知事その他行政機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、被害を防止するため最大の努力を払うよう義務づけている。

各事業所にあつては、自ら防災施設や消防設備等を整備するとともに、自主防災組織を充実・強化し、その活動能力を高め、地域住民等と協力・連携して地震被害の軽減・防止に努める必要がある。

なお、東京都は平成25年度に、帰宅困難者対策条例を施行した。これに伴い、事業者には、従業員の一斉帰宅の抑制や従業員との連絡手段の事前確保等が求められる。また、従業員が事業所施設内に待機できるよう、3日分の必要な物資（水、食料等）の備蓄も必要となる。区では、従前からこうした対策への普及啓発を図ってきたが、引き続き、様々な機会をとらえ、事業所の取組を促進する。

今後も自主防災意識の高揚を図り、就業者・事業主が自ら安全に対し責任と役割を自覚して積極的な防災対策に努めるよう組織的な啓発・誘導を展開していく。

1 事業所防災対策の普及啓発

区は3万5千を超える事業所を抱え、昼間には82万人を超える人々が活動している。この千代田区で昼間、大震災が発生した場合、行政だけで被災者の応急活動を行うことは困難である。

そのため、事業所が「自分の身の安全は、自分で守る」「組織は組織が対応する」という災害対策の基本を認識し、地域社会における一員として、その責任を自覚し、事業所防災体制の充実強化に努め、地域の人々や地域防災組織と相互に連携できる体制を整備することが強く求められている。

(1) 千代田区事業所防災アンケート調査

区では、事業所の防災対策の実態を把握するため3年ごとに区内約4千事業所を対象とした「千代田区事業所防災アンケート調査」を実施している。アンケート結果を踏まえ、各種施策に反映している。

(2) 啓発用リーフレットの作成

「職場の防災ハンドブック」の作成（平成24年2月）

2 協働体制の確立

(1) 帰宅困難者対策地域協力会

区部直下型の震災が発生した場合、一時的な訪問客を含め50万人を超える帰宅困難者の発生が予測される現状のなかでは、更なる企業の自助努力の促進に加え、区として独自の対応策の検討を進めていく必要がある。このため区においては、ターミナル駅の地区に「帰宅困難者対策地域協力会」の設置を進めてきた。

「帰宅困難者対策地域協力会」とは、千代田区災害対策基本条例に規定する「協働」の理念に基づき、地域事業所および地域（町会）で構成する自主防災組織である。

その活動については、平時は防災訓練等を通じて地域防災力の向上に取り組み、大規模

震災等の発生時には、大量に発生すると予測される帰宅困難者に対して、区と連携・協力して帰宅のための情報提供等の支援を行うことを想定している。

帰宅困難者対策地域協力会の設置状況（平成27年1月現在）

発足年月	地域協力会	会長企業
平成16年 1月	東京駅・有楽町駅周辺地区 （東京駅周辺防災隣組）	（財）都市防災研究所
平成17年 2月	富士見・飯田橋駅周辺地区	（株）日建設計
平成18年1 1月	四ッ谷駅周辺地区	（株）セブン&アイ HLDGS.
平成21年 4月	秋葉原駅周辺地区	（株）オノデン

(2) 防災講演会の開催

防災関係機関の協力のもと定期的に防災講演会を開催し、事業所の防災対策の推進を図る。

(3) 事業所への補助金

事業所の備蓄率向上のため、一定の条件を満たした事業所に対し、10万円を限度とした助成制度を設けている。

(4) 秋葉原地域での防災・安全対策の普及啓発

秋葉原地域には、多くのテナントビルや雑居ビルがあり、特に地域全体の防災対策を進めるには、入居する事業者個々の防災・安全対策が必須である。建築指導課や神田消防署と連携を図り、指導・啓発していく。また、商品やディスプレイ家具の転倒防止などについて、地域の共通課題として、地域協力会などとともに検討を進めていく。

3 事業所防災体制の強化（消防署）

(1) 事業所自衛消防隊の防災体制の充実強化

一定規模以上の事業所で消防法に基づき自衛消防組織の設置義務のある防火対象物、または火災予防条例に基づき自衛消防活動中核要員の配置義務がある防火対象物については、次のとおり自衛消防訓練時の指導を推進する。

ア 消防法第8条の2の5に該当する防火対象物

- ① 自衛消防組織の設置
- ② 自衛消防組織への統括管理者及び自衛消防要員の配置
- ③ 自衛消防組織による初期消火、通報、避難誘導
- ④ 自衛消防組織の要員に対する教育、訓練の実施

イ 火災予防条例第55条の5に該当する防火対象物

- ① 自衛消防活動中核要員の配置
- ② 自衛消防活動中核要員の活動に必要な装備品の配置
- ③ 自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の実施

(2) 事業所防災計画の作成指導

ア 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災対策の充実強化を図る。

① 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- ・地震に備えての事前計画

- ・震災時の活動計画
 - ・施設再開までの復旧計画
- ② 防災管理者の選任を要する事業所
東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前①の事項について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防火管理に関する消防計画に定めるよう指導する。
- ③ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
小規模事業所に対して、事業所防災計画の資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。
- ④ 防災対策上重要な施設の事業所計画
都市ガス、電気、鉄道、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- イ 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成を行う。
- (3) 危険物施設等の防災組織
危険物施設は、災害が発生した場合は、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。
- (4) 事業所防災訓練の指導
事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づき各種防災訓練の指導を推進する。

第4節 防災訓練の充実・強化（防災・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速）

防災対策は、訓練の積み重ねにより大きな効果が期待できるものである。実践的な訓練は発災時の即応能力を高め住民、事業所、防災関係機関、ボランティア及び行政機関の連携協調体制の確立に大きな効果がある。

このため、訓練の実施により防災計画の検証を行うとともに、災害時の行動力向上を目指し、「いざ」という時に地域で活動できる防災体制の整備に向けて、訓練内容などを見直し多角的な防災訓練を実施する。訓練方法や内容の検討に際しては、最大クラスの地震やその被害想定を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を実施する。

また、都及び各防災機関との情報連絡体制の確立をねらいとして、防災行政無線やデジタル式無線機の活用を中心とした災害通信訓練を定期的に実施している。

今後も、より実践的な防災訓練や通信訓練を積み重ねていくとともに、各防災関係機関に対し、所管業務の充実を要請する。

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各種訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 避難所防災訓練 避難所別に地域住民だけでも円滑な避難所開設ができることを目的とし、災害時と同じ役割を担当した、被災者受け入れ、資機材搬出・操作等の訓練を実施する。 各避難所の区担当職員を原則として固定し、担当業務の習熟度向上を図り、地域と顔の見える関係を築いていく。 平日昼間・休日昼間・夜間の3パターンを想定した訓練を実施する。 各地域の医師会とともに医療救護所開設訓練を実施する。 2 帰宅困難者防災訓練 帰宅困難者が発生した場合における支援体制を確立させるため、区や関係機関が連携した実践的な訓練を実施する。 3 無線通信訓練 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図るため、防災関係機関相互において、通信訓練を実施する。 (1) 区デジタル式無線機定期交信訓練 ア 参加機関 (千代田区デジタル式無線機配備表→資料編 資料第11) イ 実施時期 実施要領を定め、毎月1回程度定期的に実施する。 ※このほか、各種訓練の中で要領を定めて通信訓練を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	(2) 東京都災害通信訓練 都の実施要領により次の訓練を実施する。 ア 無線定期通信訓練 イ 画像定期通信訓練 ウ 災害情報システム操作訓練 4 地区別防災訓練 地域における災害時の行動力の向上を図るため、防災関係機関等と連携し地域ごとに実践的な訓練の実施を支援する。 5 その他の訓練 (1) 職員防災訓練 職員に対し救急救命技能の習得を強化するなど、職員の災害応急対策活動の習熟と、防災意識の高揚を図る。また、災害対策本部の班別に職員行動マニュアルに基づく活動訓練を実施し、迅速な応急対応の確立を図る。 (2) 災害対策本部運営訓練 災害対策本部運用及び、初動対応力の向上を図るため、防災関係機関・区有施設・学校等と連携し災害時に行うべき業務の確認・検証を目的とした訓練（図上訓練等）を年1回程度実施する。 (3) 職員住宅居住職員災害対応訓練 初動態勢の確立を図るために、職員住宅居住者を対象として訓練を行う。 (4) 予知対応型訓練（東海地震想定） ア 災害対策本部訓練 イ 情報伝達訓練（警戒宣言の伝達・広報） ウ 道路交通対策訓練 エ 学校及び福祉施設訓練（学童引渡し、下校）
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	地震時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、さまざまな機会をとらえ各機関との連携及び住民との協働による活動を重視した総合訓練を実施する。 1 消防団訓練 (1) 実施時期及び場所 消防団の訓練は消防署で行う訓練項目に準ずるほか、年間教育訓練計画を樹立し、地域密着の区民のリーダーとして指導できるよう実施するほか、防災週間をとらえ、町会、自治会等と総合的に実施する。 (2) 訓練項目 ア デジタル式（MCA）無線機を活用した情報活動訓練 イ 部隊編成訓練 ウ 配置資機（器）材活用による消火、救出・救護訓練 エ 消防署隊との連携訓練 オ 地域住民との連携及び災害時支援ボランティア等各種団体

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	との協助（共助）による初期消火・救出、救護訓練 2 東京消防庁災害時支援ボランティア（丸の内・麴町・神田各消防ボランティア）訓練 (1) 実施時期及び場所 火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などをとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 (2) 訓練項目 ア 応急救護訓練 イ 災害情報提供訓練 ウ 消火訓練 エ 救出・救助訓練 オ その他訓練 3 住民訓練 (1) 実施時期及び場所 基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などをとらえ、随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。 (2) 訓練項目 ア 出火防止訓練 イ 初期消火訓練 ウ 救出・救助訓練 エ 応急救護訓練 オ 通報連絡訓練 カ 身体防護訓練 キ 避難訓練 ク その他の訓練 4 事業所訓練 (1) 実施時期及び場所 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。 (2) 訓練項目 ア 出火防止訓練 イ 防護訓練 ウ 消火訓練 エ 救出・救助訓練 オ 応急救護訓練 カ 避難訓練 キ 情報収集訓練 5 医療機関訓練 (1) 実施時期及び場所 防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第8章 区民等の防災行動力の向上

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	(2) 訓練項目 ア 現場救護所等の設置・運営訓練 イ 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練 ウ 「病院等における防災訓練マニュアル」に基づく訓練 エ 「病院の施設・整備自己点検チェックリスト」に基づく点検
丸 の 内 警 察 署 麴 町 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	大地震が発生した場合、被害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び住民と協力して訓練を実施する。 1 部内訓練 2 部外訓練
東 京 都 交 通 局	防災週間、各種運動期間中等に次の訓練を行う。 1 情報伝達訓練 2 旅客案内、避難誘導訓練 3 緊急点検等応急措置訓練 4 その他各担当業務に必要な訓練
水 道 局 中 央 支 所	警戒宣言発令時及び地震発生後の応急対策諸活動を円滑に実施するため、研修や訓練を実施して、職員個々の役割等について周知徹底を図る。 1 職員研修 (1) 特別研修 職員を対象に、地震に対する一般知識、震災対策全般及び震災対策関係法令等について行う。 (2) 職場研修 当該事業所で定める保安点検及び所管する震災対策活動等について各事業所ごとに行う。 (3) 関係会社に対する説明 水道工事業者等関係会社に対しては、あらかじめ協力要請を行う。 2 訓練 訓練は、各事業所、職場で毎年定期的実施し、職員の災害発生時の即応態勢・能力の向上を図る。 3 訓練内容 (1) 総合訓練（水道局全体） 本部運営訓練、非常参集訓練、通信連絡訓練 (2) 個別訓練（各事業所、職場） 復旧訓練、応急給水訓練、水道施設点検訓練 4 区との共同訓練 定期的に区と協力し、訓練を実施する。 (1) 区の避難所防災訓練等への参加 (2) 応急給水施設（日比谷公園内施設等）の操作訓練

機 関 名	内 容
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	震災発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、関係職員を講習会等に積極的に参加させるとともに、次の訓練を実施する。 1 発災対応訓練 2 情報連絡訓練 3 高潮防潮扉閉鎖訓練
N T T 東 日 本	災害予防措置、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、N T T 東日本の全機関又は各機関ごとに、次の各号により訓練を定期又は随時に実施する。 また、千代田区等が主催して行う、総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。 1 災害予報又は警報の伝達訓練 2 非常招集訓練 3 災害時における通信そ通確保訓練 4 各種災害対策用通信機器の操作訓練 5 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 6 防火及び水防訓練 7 避難及び救護訓練 8 その他必要とする訓練
東 京 ガ ス	本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。 (訓練項目) 1 地震時の出動訓練 2 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 3 自衛消防訓練 4 各事業所間の連絡体制訓練 5 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 6 その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 (実施時期・回数) 年1回以上(本社及び各事業所)
東 京 電 力	震災時の迅速かつ的確な復旧活動に資するため、情報連絡を主体とした総合訓練を全店規模で毎年1回以上実施する。訓練内容は次のとおりである。 1 情報連絡訓練 2 非常呼集や参集訓練 3 復旧訓練 また、上記のほか、地方自治体が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第8章 区民等の防災行動力の向上

機 関 名	内 容
東 京 地 下 鉄	防災週間、防災の日及び各種運動期間中に、次の訓練を行う。 1 非常招集訓練 2 初期消火訓練 3 通信、情報伝達訓練 4 避難誘導訓練 5 救出、救護訓練 6 応急措置、復旧訓練
J R 東 日 本	「防災の日」に本社、支社及び各現場が一体となった総合防災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施している。 (訓練項目) 1 非常招集・参集 2 情報連絡・情報提供 3 社員・家族安否確認 4 脱線復旧 5 初期消火 6 避難誘導 7 救出救護 8 列車防護 9 応急復旧 10 対策本部設置運営
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	非常時召集要員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。 1 異常時総合訓練 (1) 列車防護訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 対策本部・現地本部設置訓練 (4) 情報収集伝達訓練 (5) 救出・避難誘導訓練 (6) 仮設電話設置訓練 (7) 支障物除去訓練 (8) 応急手当訓練 (9) 心肺蘇生訓練 (10) 軌道復旧訓練 (11) 車両脱線復旧訓練 (12) 電車線断線復旧訓練 2 防災訓練(9月) (1) 非常召集訓練 (2) 一旦停止訓練 (3) その他各所で訓練を実施 なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。

機 関 名	内 容
首 都 高 速	震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。 1 訓練項目 (1) 非常参集訓練 (2) 初動対応訓練 (3) 応急対策訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) その他訓練 2 実施時期・回数 年1回以上
日 本 郵 便	1 次の訓練を行う。 (1) 非常災害対策本部設置訓練 (2) 情報伝達訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 災害応急対策訓練 2 区が実施する避難所防災訓練等に積極的に参加し、これに協力する。

第5節 集合住宅（マンション）防災対策（防災・危機管理課、区民生活部、まちみらい千代田）

1 集合住宅（マンション）に対する普及啓発

区と（公財）まちみらい千代田では、集合住宅（マンション）居住者の防災対策を推進するためのパンフレットを作成し、発災後3日間の自立した生活が可能な応急食料等の物資の備蓄、家具の転倒防止、管理組合・自治会の自衛活動、救援・救助活動等の「自助」「協力」について呼びかけていく。また、災害時にマンション居住者等の役割を定めたマンション防災計画の策定を推進していく。

平成26年度からは、（公財）まちみらい千代田がマンションの総合窓口の役割を担うこととなり、平成26年8月からは、マンション防災計画を策定した集合住宅（マンション）に対し、防災備蓄購入費の一部助成、AEDの貸与、エレベータキャビネットの配布を行っている。

2 集合住宅（マンション）防災訓練

（公財）まちみらい千代田は、避難所防災訓練等への集合住宅（マンション）居住者の参加を呼びかけ、区や防災機関等が階段避難器具、おんぶ紐、レスキューボード等の操作訓練を実施し、集合住宅（マンション）居住者の救援・救助体制の構築に努める。

（関連 震災対策編 第1部第2章第6節 エレベーター対策 2 区の取り組み）

3 集合住宅（マンション）の防災備蓄購入費助成

備蓄物資の整備を促進するとともに、地域防災力の向上を目的として、分譲マンションと賃貸マンション対して、防災計画策定を条件として15万円を限度に補助金を交付している。

備蓄物資購入費助成については、3年ごとに申請可能となっている。

防災備蓄助成金額

	分譲	賃貸
補助率	1／2	1／2
上限額	15万円	10万円
補助回数	3年ごと	3年ごと

*マンション防災計画を策定または申請時から1年以内に策定が確約できることが条件

4 AEDの貸与

区民の約85%がマンションを含む共同住宅に居住しており、地域の安全安心の向上を図るため365日24時間、誰もが使用できるよう申請のあったマンションにAEDを貸与し、入口等（セキュリティ除外箇所）に設置する。

5 マンション防災計画策定の促進（マンション防災アドバイザーの派遣）

平成24年度から、分譲マンションごとの防災計画策定を促進するため、（公財）まちみらい千代田からマンション防災アドバイザーをマンションの管理組合や理事会等に派遣している。

マンションの防災計画には下記の事項を盛り込むよう指導していく。

- (1) 管理組合員等の役割について
 - ・災害発生時に「対策本部」を設置して対応すること
 - ・本部長等対策本部の組織と役割分担
- (2) エレベーター内閉じ込め対策について
 - ・地震発生時対応機能又は、非常用キャビネットの整備
 - ・保守業者等の連絡先
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成
 - ・災害時の援助を目的とした名簿の作成
 - ・平常時における名簿の活用（見守り）
- (4) 防災用資機材の確保・保管について
 - ・水や携帯トイレ等防災資機材の個数・保管場所等
- (5) 居住者数の備蓄食料の確保・保管について
 - ・居住者の3日分の食料及び飲料水の備蓄保管について
 - ・配給について
- (6) 地域との連携・協力体制について
 - ・マンション内での防災訓練の実施
 - ・指定された避難所防災訓練への参加
 - ・地域の協力体制を確立するため、町会等が行う防災訓練への参加
 - ・災害時余力がある場合の地域への協力
 - ・町会等地域が実施するイベント等への参加・協力
- (7) 防災訓練について
 - ・毎年防災訓練を行い、マンション防災計画の検証を行う

6 居住者の安否確認

マンション等集合住宅内の居住者等は、居住者同士で安否確認を行うよう、マンション防災計画等で定めていく。

7 エレベーター内非常用備蓄キャビネットの配付

（震災対策編 第1部第2章第6節2(5) 参照）

第9章 事業継続計画の策定

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる区民サービス機能を確保するため、区政の事業継続計画(BCP)を策定するとともに、災害時においても区の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者のBCPの策定を推進する。

第1節 BCPの役割（防災・危機管理課）

1 BCPとは

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

2 BCPの内容

その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

3 BCPにおける取り組み

- (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- (7) BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平素から実施することが重要である。

第2節 区政のBCP等の策定（防災・危機管理課、都）

1 都政のBCPの策定

東京都は、災害時に都の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、都政のBCP（事業継続計画）＜地震編＞（平成20年11月）を策定している。

2 区政のBCPの策定

区は、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していく必要がある。

災害対策本部を設置した場合、原則として、全職員が災害対策本部要員となる。一方で、区の本来業務のうち、最優先で継続すべき業務が併存する。

災害時に最優先で実施しなければならない事業を事前に抽出し、人員などの限られた資源を効率的に活用し区民サービスの継続を図るとともに最短期間で平常業務に移行することを目的として、平成25年6月に千代田区震災事業継続計画（BCP）を策定した。その後、平成26年2月に改定している。

第3節 事業者のBCP等の策定（防災・危機管理課）

1 事業者のBCPの策定

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。

2 事業者のBCPによる地域貢献

事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

3 事業者のBCPの策定の推進

区は、平成17年度の事業所対象の防災講演会でBCPについて取り上げ、普及啓発を図った。

以降も引き続き、区内事業所が共同して帰宅困難者対策等の防災対策に取り組む。今後も事業者がBCPの策定を推進するよう働きかけていく。

（震災対策編 第1部第8章第3節「1 事業所防災対策の普及啓発」参照）

第10章 調査研究

区の防災計画を推進するため、事業所の防災に対する取り組み等、必要な調査・研究を実施する。

第1節 事業所防災アンケート調査（防災・危機管理課）

区内事業所 4,000 社を対象に 3 年ごとに「千代田区事業所防災アンケート調査」を実施している。災害予防対策、災害時の対応計画、災害対策基本条例の認知状況、防災情報の認知状況等を確認する設問を設けている。本アンケート調査を通じて事業所の防災対策の実態を把握し、今後の区の防災対策に活かしていく。